

浅間丸事件と日本のマスメディア

玉井研究会

序

- I 浅間丸事件の注目度
- II 事件をめぐる反英国民感情の高揚
- III 国際法の解釈をめぐる対立
- IV 浅間丸事件をめぐる米内内閣の評価
- 補 イギリスにおける浅間丸事件報道
結びにかえて

序

1 序 文

周知のように昭和12（1937）年7月に勃発した支那事変は、拡大の一途を辿り、泥沼化することになる。このように戦争が長期化すると、その原因を英国の対支援助に求める見解が国内に渦巻くようになり、批判の矛先は次第に英国に向けられるようになっていった。昭和14（1939）年6月に起こった天津租界封鎖問題をめぐり国内に反英世論が高揚したのは¹⁾、その証左といえる。

一方、ヨーロッパでは、昭和14年8月、友好国であったドイツと敵国であったはずのソ連との間に独ソ不可侵条約が締結され、天津租界封鎖問題等を通じ国内に高揚しつつあった反英親独熱は一時冷めることになる²⁾。また、同条約締結を受け「欧州の情勢は複雑怪奇」との言葉を残し平沼騏一郎内閣が崩壊し、阿部信行内閣が成立、その直後に第二次世界大戦が勃発することになる。

このように混沌とした状況下、阿部内閣は半年もたずに崩壊、昭和15

(1940)年1月、日本外交の行方を危惧する天皇・重臣の意向を受けて、親英米派と目されていた米内光政に大命が降下する。しかし、この米内内閣成立5日後の昭和15年1月21日、日英間の外交問題に発展し、同内閣の最初の試練ともいふべき事件が起こる。東京湾沖において日本の豪華客船「浅間丸」が英国海軍によって臨検され、乗客のドイツ人21名が戦時禁制人として拉致されたのである。当時の日本のメディアにおいて、独ソ不可侵条約締結、日米通商航海条約破棄と並ぶ「三大国辱日」の一つと評される⁶⁾ことになる「浅間丸事件」が発生したのである。この三つの国辱事件は、それぞれドイツ、米国、英国に関するものであり、当時の日本は、それら三国に対する種々の感情が錯綜する不安定な時期であった。その後、わが国は、日独伊三国同盟を締結し、親独反英米の姿勢をより鮮明にするが、当該期は必ずしもこうした路線が確定したわけではなく、未だ模索を続け流動的な時期であった。

本資料集は、かかる時期に発生した浅間丸事件を日英のメディアがどのように報じたか、新聞、雑誌を網羅的に分析することを⁷⁾目的とし、以下のような構成で検討を加えていきたい。第I章では、日本のメディアにおいて、浅間丸事件がどの程度の重要性を持って報じられていたのかを分析する。第II章では、英国を日本のメディアがどのように報道したのか、反英国民感情の噴出の内実と、それが日本の対英観としてどのように表出されたかを考察する。第III章は、日英対立の争点とされた国際法の解釈に焦点を当て、日本のメディアが国民感情と国際法のどちらを重視し、さらに、そこからいかなる解決を理想として展望していたかを明らかにする。第IV章は、この事件を処理する米内内閣をいかに評価したかを中心に検証を行う。さらに補章として、日本のメディア報道をより多元的に捉えるため、相手国である英国の新聞報道を分析する。

2 概説

昭和15 (1940)年1月21日午後1時ごろ、掃港の途中であった日本郵船会社のサンフランシスコ航路定期船、浅間丸 (1万6975トン) は、横浜港入港の直前、千葉県野島崎沖35海里の公海上で、英国海軍の軽巡洋艦リヴァプールから停船を命ぜられて臨検を受け、ドイツ人船客51人のうち、兵役嫌疑者21名が拉致された。

翌日、日本外務省はクレギー駐日英国大使に対して嚴重抗議を行った。その内容は、①英艦は浅間丸船長がドイツ船客の拉致を最後まで拒絶しつづけたにも拘らず拒絶を押し切って拉致を強行した、②中立国船舶上から拉致し得るものに

ついでに帝国政府の見解はかねて英国側でも熟知していたにも拘らず⁸⁾英国側がかかる非友好的措置に出た点は重視せざるを得ず、③帝国政府は英国側の説明を要求し、拉致されたドイツ人引渡の権利を留保する、④今次の措置は日英両国の大局的關係から見て遺憾であり、深甚なる考慮を要求する、かつまた日本汽船が今後またドイツ船客を乗せている場合もかかる事件の起こらざることを希望する、というものであった⁹⁾。

その後、22日外務省情報部発表として、改めて帝国政府の見解が表明された。この声明において争点とされたのは、今回拉致されたドイツ人21名が、海戦に関する国際慣習法であるロンドン宣言47条¹⁰⁾の「敵国軍に編入された人員」とみなすことができるか否か、であった。

25日には、クレギー大使が記者会見を行って自国の合法性を主張し、その2日後の27日には日本の抗議に対する本国からの正式回答を有田八郎外相に手交した。同日、外相はこれに対して再抗議を行い、英国に法理的解釈の立場を離れ、政治的考慮を払うことを求めた。

その後、クレギー大使と有田外相、また谷正之外務政務次官との会談を重ねられ、解決に向けての話し合いが続けられた。2月2日の谷次官とクレギー大使の会談において、英国が日本側の示した解決案を受諾することが伝えられ、6日には、英国が拉致ドイツ人のうち、比較的軍役に関係ないとした9名を日本側に引渡し、また今後は両国が交戦国の軍籍にあるものを乗船させることを禁止する、という合意内容が発表された。そして2月29日、横浜沖においてドイツ人が返還され、事件は一応の解決を見ることとなった。

I 浅間丸事件の注目度

はじめに

本章では、新聞・雑誌の計量分析を行い、当時の日本のメディアにおいて、浅間丸事件がどの程度の重要性を持って報じられていたのかを明らかにする。

まず、新聞の計量分析の方法については、事件に対する新聞各紙の報道が英国の正式回答前後で大きな変化が見られたため、第1節 (1月21日～1月27日) と第2節 (1月28日～3月20日) に分け、分析対象紙面を、①事件関連の記事は一面に多く掲載されていたこと、②新聞において重要性が高いと思われる記事は一面に掲載されるという二点から、各紙の一面に限定した。さらに、新聞各紙が一

面において、事件関連記事をどの程度の紙面を割いて、どのような位置づけで報じたのかを明らかにするため、①新聞別の紙面占有率50%以上の記事数⁶⁾、②新聞別トップ記事数について調べた。雑誌の計量分析については、第3節で取り扱い、月別の事件関連記事数を分析した。

1 事件発生(1月21日)～英国の正式回答受諾(1月27日)

新聞別の紙面占有率50%以上の記事数を表1に示す。この表より、1月21日の事件発生から1月27日まで(1月22日朝刊から1月28日夕刊)の間で、紙面占有率約50%以上の記事を用いて、報道を最も多く報道したのは、『国民』であることが分かる。次いで、『東京朝日』の6回、『大阪毎日』の5回、『東京日日』・『読売』の4回と続き、最も少なかったのは、『大阪朝日』の1回であった。また、後述するように、『国民』とともに事件に対して反英的な表現を用いることが多かった『報知』は、3回だけであり、事件に対して多くの紙面を割いていることは少なかった。この表より、『国民』が最も大々的に報道し、逆に『大阪朝日』が最も抑制的な報道をしていたことが分かる。しかしながら、『大阪朝日』においても、ほぼ連日、25%～30%近くの紙面占有率を割いて事件を報じていたため、必ずしも事件に対して関心が低かったとは言えないと思われる。

次に、新聞別の事件関連トップ記事数を表2に示す。この表より、『国民』と『読売』が最も多く、事件関連記事をトップ記事として報じていたことが分かる。次いで、『大阪毎日』、『東京朝日』、『東京日日』、『報知』の6回であり、最も少なかったのが、『大阪朝日』の3回であった。この表からも『国民』が最も大きく取り上げ、『大阪朝日』が最も抑制的な報道をしていたことが分かる。また、後述するように『国民』とは対照的に、反英的な見出し表現を用いることがなかった『読売』については、『国民』と同等程度に事件を大きく取り上げていた。

また、紙面占有率50%以上の記事数の変化については、表3に示す。この表より、事件で何らかの変化があった翌日には、各紙が直ちに事件を大々的に報じていたことが分かる。例えば、事件発生の翌日の1月22日には、『大阪毎日』など五紙が、23日(夕)にも『大阪朝日』など五紙が、事件発生を大きく報じている。そして、24日に同種の龍田丸事件が起こると、25日(夕)には、『大阪毎日』など五紙が、25日にクレギー英国大使の声明が発表されると、26日(夕)には、『大阪毎日』など五紙が事件関連記事を大きく報じていた。

また、この表より、1月21日～27日まで、ほぼ連日、各紙は事件を大々的に報

表1 新聞別の紙面占有率50%以上の記事数

	期間	
	1/21～1/28(夕)	1/28～3/20
『大阪朝日』	1	1
『大阪毎日』	5	3
『国民』	8	3
『東京朝日』	6	1
『東京日日』	4	1
『報知』	3	2
『読売』	4	0

表2 新聞別の事件関連トップ記事数

	期間	
	1/21～1/28(夕)	1/28～3/20
『大阪朝日』	3	6
『大阪毎日』	6	8
『国民』	8	9
『東京朝日』	6	7
『東京日日』	6	6
『報知』	6	6
『読売』	8	4

表3 紙面占有率50%以上の記事数の変化

日付	紙面占有率50%以上の記事数	新聞名
1/22	5	『大阪毎日』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
1/23(夕)	5	『大阪毎日』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
1/23	3	『国民』『東京朝日』『読売』
1/24(夕)	3	『国民』『東京朝日』『東京日日』
1/24	3	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』
1/25(夕)	5	『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』
1/26(夕)	5	『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『報知』『読売』
1/28(夕)	1	『国民』
1/28	1	『国民』
1/29	1	『東京日日』
2/3(夕)	1	『大阪毎日』
2/7	3	『大阪朝日』『大阪毎日』『東京朝日』
3/1(夕)	3	『大阪朝日』『国民』『報知』
3/1	1	『報知』

じていたことが分かる。25日～27日においては、事件に大きな変化はなく、やや沈静化していたが、それでも、25日～26日においては、『大阪朝日』などが、紙面占有率25～30%程度の記事を用いて報じていた。こうしたことから、事件に対して、各紙は高い関心を寄せていたことが分かる。

トップ記事数の変化については、表4に示すように、1月27日の朝刊を除くと、連日少なくとも二紙以上が浅間丸事件をトップ記事として取り上げ、特に、1月23日と25日(夕)においては、七紙すべてがトップ記事として報じていたことが分かる。この表からも、事件に大きな動きがなかった日には一時的にトップ記事として取り上げることは少なくなるが、再び事件に動きがあると大きく報じられ

ていたことが分かる。特に、22、24、25、26、27 (夕)、のようにトップ記事数が少ない紙面においても、各紙が一面で事件関連記事を取り扱っていることには変わりはない。また、25日朝刊、26日朝刊の紙面などにおいては、多くの新聞が、汪兆銘政権樹立、日米通商航海条約の失効をトップ記事として報じていることに比し、25日の朝刊では『東京朝日』と『大阪毎日』などは、それらの記事を差し置いた形で、浅間丸事件をトップとして取り上げており、このような点からも新聞の事件への関心が相当高かったことが分かる。

以上、表1～表4より、『大阪朝日』のみはその他各紙と比べると関心は低いように思われるものの、『国民』をはじめ、その他の六紙は事件に対して非常に大きな関心を継続的に寄せていたことが分かる。また、事件関連記事が、新聞各紙の一面において、ほぼ連日、継続的に大きく報じられていたことから、英国側からの正式回答受諾までは、新聞各紙の事件への大きな関心は薄れることはなく、維持されていたことが分かる。

2 正式回答受諾後 (1月28日)～ドイツ人返還決定以降 (3月20日)

1月28日から3月20日の期間において、表1から、紙面占有率50%以上を割いて、最も多く報道していたのは、『大阪毎日』と『国民』の3回であることがわかる。次いで、『報知』の2回、そして、『大阪朝日』『東京朝日』『東京日日』の1回と続き、『読売』に至っては、一度も報じていなかったことがわかる。こうしたことから、正式回答受諾後においては、紙面占有率50%以上を割いて大々的に報道している回数は、受諾前に比べて大きく減少していることがわかる。

新聞別のトップ記事については、表2から、『国民』がもっとも多く、次いで、『大阪毎日』の8回、『東京朝日』の7回、『大阪朝日』『東京日日』『報知』の6回と続き、最も記事数が少なかったのが『読売』の4回であった。『国民』は、1月28日から31日まで、すべての朝刊でトップ記事として掲載し、『大阪毎日』も、2月中旬までは継続的にトップ記事として掲載していた。また、この両紙は浅間丸事件が政治的解決できなかつた場合、軍事的対応も辞さない覚悟であるとの、海相の声明が発表された2月3日も、他紙とは異なり、トップ記事として掲載し、浅間丸事件に対して、特に関心を寄せていたことがわかる⁹⁾。一方、『読売』は最もトップ記事数が少なかったが、一面記事として扱われたのは23回に及び、トップ記事数が最も多かった『国民』の記事総数を上回り¹⁰⁾、決して浅間丸事件に対して関心が低かつたわけではないと思われる。

表4 トップ記事数の変化

日付	トップ記事数	新聞名
1/22	2	『報知』『読売』
1/23 (夕)	5	『大阪朝日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』
1/23	7	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
1/24 (夕)	5	『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『読売』
1/24	2	『国民』『東京日日』
1/25 (夕)	7	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
1/25	2	『東京朝日』『読売』
1/26 (夕)	5	『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『報知』『読売』
1/26	2	『大阪毎日』『国民』
1/27 (夕)	2	『報知』『読売』
1/28 (夕)	5	『大阪毎日』『国民』『東京日日』『報知』『読売』
1/28	6	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『読売』
1/29 (夕)	1	『報知』
1/29	3	『大阪毎日』『国民』『東京日日』
1/30 (夕)	2	『東京朝日』『読売』
1/30	5	『大阪朝日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』
1/31 (夕)	3	『大阪朝日』『大阪毎日』『読売』
1/31	5	『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
2/1	2	『大阪毎日』『東京日日』
2/2 (夕)	1	『大阪朝日』
2/3 (夕)	3	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』
2/7 (夕)	7	『大阪朝日』『大阪毎日』『国民』『東京朝日』『東京日日』『報知』『読売』
2/7	1	『大阪毎日』
2/14 (夕)	1	『国民』
2/29 (夕)	3	『大阪朝日』『東京朝日』『報知』
3/1 (夕)	3	『東京朝日』『東京日日』『読売』

また、表3から、紙面占有率50%以上の記事数については、数がきわめて少なかったことが分かる。しかしながら、紙面占有率50%以下でも、各紙は一面において、ほぼ連日のように掲載している。特に、英国が正式回答を行った1月28日と、日英政府が同時公文を発表した2月7日及び、ドイツ人9名が返還された3月1日において、大きく報じられていることがわかる。

そして、トップ記事数については、表4から有田・クレーギー会談で政治的解決に向けての話し合いが行われた、1月31日までは、各紙ともトップ記事として報じていることがわかる。その後、谷・クレーギー会談が行われた翌日の2月14日には、『国民』がトップ記事として報じたが、拉致ドイツ人の引渡しが発表さ

れる3月1日まで、トップ記事として本事件が紙面を飾ることはなくなり、報道は一時沈静化することになる。

最後に、浅間丸事件発生の1月21日から、ドイツ人が返還された3月20日までの報道を通じて以下のことがわかる。英国の正式回答前までは、紙面占有率が50%以上かつ、トップとしての記事が、連日のように掲載されており、大々的に報道されていた。もちろん、各紙の報道姿勢には若干の差が存在し、特に『大阪朝日』については最も抑制的であった。

英国の正式回答後は、紙面占有率が50%以上の記事はほとんど見られなくなるが、トップ記事としての掲載は引き続き行われ、全体的に多少の沈静化がはかれたものの、引き続き強い関心をもって、浅間丸事件の報道がなされていたことがわかる。その後、先にも述べたように、谷・クレーギー会談が行われた翌日の2月14日を境に、浅間丸事件に関する大きな記事はほとんどみられなくなる。そして、3月1日にドイツ人が返還されると、各紙ともにトップ記事として報道した。しかし、これを最後に、浅間丸事件に関する記事が紙面を賑わすことはなくなり、報道は収束へと向かうことになった。

以上のように、有田・クレーギー会談において、政治的解決の方針が示されるまでは、浅間丸事件に対する各紙の関心が非常に高かったが、2月に入ると、徐々にその関心は薄れ、2月7日以降は、各紙とも大きく報道しなくなっていた。しかしながら、3月下旬まで、浅間丸事件に関する、何らかの報道がされていたため、このことから、次第に関心は薄れていくものの、継続的に事件に対する関心は、維持されていたといえよう。

3 雑誌における浅間丸事件

本節では、各雑誌における月別の事件関連記事数を調査し、浅間丸事件が雑誌においてどの程度報じられていたかを検証する。

月別の事件関連記事数をまとめると表5のようになる。1月は、事件を扱った雑誌記事数は合計12本であった。このうち、事件を単独で扱った記事は、四大総合雑誌の一つである『改造』の4本のみであった。

そして、2月には記事数は一気に40本へと増加し、特集記事も前月の4本から合計11本に増加するなど、各雑誌が事件に対して高い関心を持ちはじめたことが分かる。特に、『文藝春秋』は、13本と目立って記事が多く、その他、注目すべきは、『外交時報』など政治外交専門誌だけでなく、『エコノミスト』、『東洋経

表5 月別の事件関連記事数

	1月	2月	3月	4月	5月
アサヒグラフ		1	1		
エコノミスト		1			
外交時報		6	1		
改造	5		1		
経済知識			1		
現代			3		1
現代新聞批判			1		
原理日本					
公論			1	2	
国際知識			3		
国際法外交雑誌			1		
時局情報		1	1		
思想月報			1		
実業之世界			3		
実業之日本		2			
週報	1	1			
出版警察報					
新聞之新聞					
政友		2			1
世界知識			2	2	
祖国			2		
ダイヤモンド		2			
大陸				2	
中央公論					
東大陸			2	3	1
東洋経済新報		4		1	1
河盟旬報	6	2			
特高月報					
日本及日本人			1	1	
日本評論			2		1
文藝春秋		13	5	1	
民政		5			
雄弁			2		
計	12	40	34	12	5

済新報』、『実業之日本』、『ダイヤモンド』などといった経済誌においても、特集記事（本節では、浅間丸事件を単独で取り扱った論説を特集記事とする）が掲載され、経済誌にまで、浅間丸事件に対する関心が高まっていたことが分かる。

そして、3月には記事数は前月の40本から34本と多少減少するものの、特集記事は、前月の11本から13本へと増加した。ここで、興味深いのは、事件関連記事数自体は減少しているものの、これらの記事を掲載した雑誌数が、2月の12から19へと増加している点である。各雑誌の関心は、前月に引き続いて維持されつつも、『国際法外交雑誌』など、これまで掲載していなかった多数の雑誌が記事を掲載するようになっていた。

しかし、4月に入ると各雑誌の記事数は大きく減少し、雑誌記事数は前月の34本から12本に、特集記事も、前月の13本から2本となっていった。その後も、減少傾向は続き、5月には、各雑誌において事件関連記事は、前月の12本から5本と、ほとんど見られなくなり、特集記事に至っては全く組まれることはなくなっていた。

このように雑誌においては、事件関連記事は2月、3月に多く見られ、その後は大きく減少していったことがわかる。こうした背景には、1月21日に事件が発生し、1月27日に英岡側から日本側の抗議に対する正式回答があり、2月7日に一部ドイツ人の返還が決定されたことがあった。しかし、その後は、2月29日に

ドイツ人9名の返還という解決によって、急速にその関心は薄れていったということが言える。

小 括

以上の計量分析から、新聞については、すべての新聞社が、多くの事件関連記事を一面で取り扱っており、その紙面占有率の高さやトップ記事数の多さから、事件に対して、新聞各紙が大きな関心を有していたことが明らかとなった。しかし、その関心の高さは、1月27日の英国側からの正式回答の受諾を以って、次第に薄れることとなった。正式回答受諾後、新聞各紙は、事件関連の動きは取り上げるものの、その紙面占有率は次第に低下し、トップ記事数も減少した。そして、2月7日の9名のドイツ人返還決定後は、一層関心は低下し、2月29日のドイツ人9名の返還実施後は、事件に対する報道はほとんど見られなくなり、新聞各社の事件への関心が再び高まることはなかった。

また、雑誌に関しては、記事は2月・3月に集中しており、そこから各雑誌の事件への関心の高さが窺えた。しかし、4月・5月になると急速にその数は減少しており、新聞と同じく、ドイツ人9名の返還決定、返還の実施を以ってその関心は低下していったことが分かった。

II 事件をめぐる反英国民感情の高揚

はじめに

前章では、日本のメディアにおいて、浅間丸事件が重要性を持って報じられたことを計量分析から明らかにしたが、本章では、浅間丸事件の報道内容を分析することにより、事件発生後、我が国の国民感情がどのように報じられ、事件の経過とともにそれがどう変化したかを明らかにする。第1節では事件発生から2月6日の一部ドイツ人返還決定前までのメディアの論調に、第2節ではその中で行われた英国の意図をめぐる憶測に、第3節では一部ドイツ人返還決定以降の論調に、それぞれ注目して論じていきたい。

1 事件解決前の国民感情

浅間丸事件の勃発後、各メディアは該事件を国民が注視すべき重要問題として報じ、事件発生から事件解決までの間、激昂する「国民感情」を反英感情ととも

に紙面に表出させた。

メディア上で展開された英国批判のパターンは大別すると、「わが国の威信並に国民感情の上より看過すべからざる事柄」¹¹⁾という国家の威信にかかわる問題として批判する場合と、帝国の見解を通告していたのに何等の答えもせずに突如此の挙に出たことは国際礼譲に反し、明らかに帝国を無視したものの、という国際法的観点からの批判の二つある。後者と比べ、前者の批判が紙面の多くを占めることになったが、本章では前者を中心に論じ、次章において後者の観点からの論及を行う。

まず、当時、対外強硬論の論陣を張る傾向にあった『国民』や『報知』は事件発生当初から強い論調で英国を批判し¹²⁾、同様に、『東大陸』においては、東方会総裁の中野正剛が、「人胆不敵にも帝都の眼前(中略)で浅間丸を暴力によりて陵辱するなど、流石に海賊の子孫たる¹³⁾」と煽動的な言葉を用いて英国を非難するなど反英的な報道姿勢を明確に示した。さらに、上記のような国家主義的なメディアだけでなく、中立的な大新聞や雑誌までもが英国への批判を表出させていた。例えば、『大毎』は「報復即発の態勢下に英の老獪駆引撃破へ¹⁴⁾」との見出しを付けて英国への強硬な態度を露にし、『外交時報』において海軍少将の関根郡平は、英国の臨検は「海賊的¹⁵⁾」であると形容し、事件における英国艦船の態度を批判した。他にも『読売』の「遠い外海ではない。横浜の港外だ。国際法では兎も角、常識では小馬鹿にされたのだ¹⁶⁾。」や、『文藝春秋』において平凡社社長下中彌三郎が論じたように、「大和魂の純潔が英人の土足に踏みにじられたのだ。日本人の節義と任侠が泥土にせられたのだ¹⁷⁾。」と感情的な反英論が展開され、対英観の著しい悪化を読み取る事ができる。こうした批判の中に浅間丸事件における国民感情の激昂を見ることができる。

また、『東朝』は事件直後、序章においても紹介したように「鉄箒」というコラムで「三大国辱日¹⁸⁾」というセンセーショナルな表題を用い、その中で、米英独三カ国による日本に対する「国辱を国辱と素直に認識して上下心を一にして国力を充実し、毅然として外侮を一掃したいものである。」と述べている。浅間丸事件は国辱の一つとして認識されているが、この記事の特筆すべき点は、日本に侮辱を与えたのは、英国だけでなく、ドイツ、米国も含まれるとしていることである。米国の日本に対する侮辱とは、日米通商航海条約の失効を意味し、ドイツの日本に対する侮辱とは、独ソ不可侵条約の締結をそれぞれ意味している。

昭和15(1940)年当時、日本の対外政策は行き詰まりを見せていた。1930年代

後半、日本は枢軸側へ接近し、日独防共協定に象徴されるように、徐々に英米との対立軸を鮮明にしていた。ところが、昭和14 (1939) 年8月23日、ナチス・ドイツが独ソ不可侵条約を締結し、日本との同盟を無碍にしたために、日本ではドイツに対して反感を抱くようになった¹⁹⁾。しかも、日米通商航海条約²⁰⁾の失効が昭和15年1月26日に迫っており、日本の対外政策は先行き不透明だったのである。浅間丸事件はかかる鬱屈した情勢下で起きた事件であり、その批判は、英国だけではなく米岡やドイツにも向けられることになったと言えよう。浅間丸事件をきっかけとした反英感情の増長が米岡やドイツに対する見方にまで波及していることは、それほどまでに外国からの侮辱に対して神経質になり、国民感情が激昂していたことの証左と言える。

以上のように、浅間丸事件は鬱屈した「国民感情」を反英感情という形で発露させ、報道を過熱させたが、なぜ事件はこのような過剰ともいえる反応を引き起したのであるか。その要因には、事件を梃子に発言力を取り戻したいとの意図を持つ親独派の存在があった。実際、外交評論家の稲原勝治は「所謂独伊依存主義者は浅間丸事件を見て、その運動を活発にする²¹⁾」ことは間違いない、と論じており、独ソ不可侵条約締結により意気消した親独派が当該事件によって発言力を復活させる契機になることが予想された。事件発生当初から「これでも英国なるが故に血の沸かぬ奴は面を上げる²²⁾」と言及されていたように、親独派は親英派を攻撃する格好の材料として浅間丸事件を利用したのである。独ソ不可侵条約以後、鳴りを潜めていた親独派の団体やメディアにとっては、浅間丸事件は棚から牡丹餅ともいえる事件であった。

以上、事件発生直後のセンセーショナルなメディア報道とその背景について論じたが、その一方で、事件への冷静な対応を求める記事も、雑誌を中心に存在した。『現代』では小説家の下村湖人が、「一国の外交はいつも実力のない国民のから騒ぎによつて、取りかへしのつかない危機に瀕する²³⁾」と激昂する国民感情に警鐘を鳴らし、『改造』においても、「軽率に興奮するには自体が余りに重大且つ深刻である²⁴⁾。」ために真正の事実を知ることが肝要であると主張された。また、『東洋経済新報』は社論において、激昂する国民感情に対し、「単なる一片の感情論か、あるいは事態の真相に目を覆ひて観念的な議論に終始してゐる²⁵⁾。」と冷や水を浴びせた。しかし、こうした激昂する国民感情に自制を求めるような主張は少数派であり、報道の主流ではなかったのである。また、こうした自制の論が出されたことは、それほど当時の反英感情が突出していたことを物語っている。

以上のように、冷静な対応を主張する記事や、浅間丸事件における国民感情に引きずられた外交を展開すべきではない、と戒める記事は存在していたものの、それらは少数であり、浅間丸事件発生と同時にメディアは、感情的な反英論を展開し、国民の反英感情を煽る記事が多数を占めていたと言える。

2 英国の意図をめぐる解釈

浅間丸事件発生後、国民感情を刺激し反英感情を煽るメディア報道が大勢を占めていたことは前節で論じたが、かかる報道の底流には、英国の存在とその行為自体に対する懐疑的な見方があり、そこから、この事件を英国が企てた計画的な事件であるとの解説を加えるメディアも存在した。本節では日本のメディアが浅間丸事件における英国の意図をどのように解釈し、事件をどう位置づけていたかを明らかにしたい。

事件発生後、日本のメディアの多くは「利害関係の打算を得意とする英国がなぜこのような事件を起こしたのか」という疑問を抱きながら事件を報じた²⁶⁾。浅間丸事件を偶発的なものと解釈する記事も僅かにあったが²⁷⁾、多くの報道は事件を「日本の船舶を狙って計画的に起こされた事件」としてとらえ²⁸⁾、その背後には、ただ単にドイツ人を拉致するというだけではなく別の意図が英国にあると推測したのである。

このような推測の中には、「英国の対日感情の発露である²⁹⁾」としたり、「日本を試したものである³⁰⁾」といった見方があったが、さらに多く見られたのが、逆説的な見方ではあるが、日英の接近を図るという英国の意図を見出す解説であった。例えば、『公論』において東京日日新聞東亜部副部長の田中香苗が「[英国は]一面において浅間丸事件の如く大胆に日本を無視して強圧を加へてその反応をさぐると共に、英国の犠牲のない方法で、たちまち日本の要求に応じておき、日本の対英協調論者に活動の途を開かんと企図した³¹⁾。」と論じたように、英国が浅間丸事件を起こした真の目的は、日本人の感情を激昂させる事件をわざと起こし、あえて交渉の場で日本側に譲歩することで、日本の対英イメージを好転させ、従来から存在した日本国内の反英論をも一気に鎮静化させることで、英米協調論者に勢力を盛り返す機会を与えることにあったと論じられたのである。

このような議論は、英国が日本と交渉を開始した直後に登場しており、日本のメディアは、英国の出方を待たずに、老獪³²⁾でしたたかな外交を展開する英国像に立った解説と批判を行っていたのである。当時のメディアが、こうしたネガ

タイプとも言える英国像を抱くようになったのはなぜだろうか。この点について、浅間丸事件を前年に発生した天津租界封鎖事件³⁵⁾と結びつける言論が存在したことは示唆的である³⁶⁾。かかる交渉過程において英国の対日妥協的姿勢が日本国内の親英派を勢いづかせたという経緯があったため、浅間丸事件においても、英国が妥協のポーズをとることにより同様の効果を狙っているとメディアは警戒したのである。

上記のような英国の意図に対する深読みとも言える解説が生まれた要因として、以下の三つの認識が挙げられる。第一は、英国が事件発生時の内閣である米内内閣を、親英米的にとらえているとの認識である。すなわち、『国民』の「米内内閣の親英米性を全面的に活用せんとする(中略)〔英国の〕謀略とも見られる³⁷⁾」というように、英国が親英米的内閣の成立を好機としてとらえ、日本を取り込むことに積極的になっていると論じられたのである³⁸⁾。

第二は、英国のアジア政策が日本の国益とは相容れないとの認識である。例えば、『国民』の「英国としては何とかして日本の世界新秩序理想を放棄せしめて自己の陣営のものたらしめようとして居り³⁹⁾」との意見に代表されるように、アジアにおいて英国が勢力を拡大していく上で日本は邪魔者であり、日本を自己の陣営に取り込むために浅間丸事件を起こしたと解釈されていたのである。また、『文藝春秋』において中谷武世が「支那事変勃発以来、英国が日本国に対して加え来つた無数の敵性行為の長き系列の中の一つの新たな敵性行為なのである⁴⁰⁾」と論じたように、英国のアジア政策と支那事変の推移を関連づけて、英国の意図について言及する見解も見られた。そもそも、浅間丸事件のような侵害行為は今に始まったものではなく、支那事変によって日本の国力が低下している今を英国が狙ったために起きた事件だととらえたのである。

第三は、米国が対日牽制を強めているとの認識である。日本のメディアは、米国の強硬的な姿勢と英国の宥和的な姿勢を一对のものにとらえ、解説したのである。ここで、かかる見解を理解するため、当時の日本のメディアが日本と英国の過去の対立をどのように捉えていたか、それと米国の動向をどう関連づけて見ていたかについて簡単に紹介しよう。支那事変以後、東アジアにおける日本の勢力圏拡大に対して英国は危惧を抱き、日本に対して様々な妨害を加えた。しかし、欧州大戦の勃発を契機として、日本をドイツ寄りになせたくないという思惑が働いたことで、日本に対して強硬な態度に出ることができなくなった。このジレンマを解消するために、英国は米国の対日牽制を利用し、英国自身は見せかけの対

日協調を行うことで、東亜における日本の支配の否定と日独離間という両方の利益を得ようとしている、このように当時のメディアはとらえていたのである³⁹⁾。

こうした見解を持っていた日本のメディアは、当時強まりつつあった米国の対日圧迫に呼応するものとして浅間丸事件をとらえ、英国のしたたかな外交戦略を見出したのである。そして、このように米国の対日強硬外交に関連させ、英国の思惑を読む見解は、日米通商条約失効に言及した記事の中で多く論及された。『文藝春秋』における井澤弘の「米国の通商条約の廃棄声明が日英会談の真つ最中に行はれ、(中略) 端末的表現として浅間丸事件なるものが持ち上つたとみてもたいした間違いではなからう⁴⁰⁾」との意見がその典型である。従来より英米の東アジアにおける利害関係が一致していることに加え、浅間丸事件と日米通商航海条約の失効日があまりにも近いことから⁴¹⁾、日本のメディアは、浅間丸事件と米国の対日圧迫とを対にする構図を描き、解説したのである。

本節では、浅間丸事件を引き起こした英国の意図をめぐる解釈と、事件の位置づけについて分析し、以下のことを明らかにした。当時の日本のメディアは浅間丸事件発生の際に、英国のしたたかとも言える外交戦略を見出していたが、そうした穿った見解は、親英米的と目された米内内閣の存在、日本と対立する英国のアジア政策、米国の対日強硬姿勢に対する認識が基底にあり、そこから派生したものであった。

3 事件解決後の国民感情

前節まででは、国民感情の激昂ぶりを論じてきたが、事件解決後はその感情がどう変化したのだろうか。本節では、拉致ドイツ人21名中9名の返還が決定された2月6日以降の日本のメディアの反応を追い、国民感情の変化を見ていきたい。

まず、これまでで述べたような各メディアの英国に対する激昂は、拉致ドイツ人9名の返還決定により一気に沈静化する。その変化が、顕著に現れたのが、新聞である。新聞各紙のトップ記事の見出しに着目すると、2月6日を契機にして浅間丸事件関連記事がトップ記事として取り上げられること自体急激に少なくなった。しかも2月6日以前において新聞各紙一面トップ記事の見出しは、明らかに反英的な表現が横溢していたが、2月6日以降、そうした反英色の強い表現を用いた見出しがほとんど見られなくなった。例えば、『大阪朝日』は2月7日(夕)、「浅間丸交渉一段落 有田外相けふ議会へ報告/拉致独人返還要求に 英、九名引渡しを応諾 帝国なほ主張貫徹を期す⁴²⁾」という見出しをつけている。

同日に、新聞各紙は社説で事件を総括し⁴³⁾、一部ドイツ人返還をもって全面的解決とすることはできず、あくまでドイツ人全員の返還を求めるという主張で各紙共通していた。例えば、『東京日日』は社説の中で、拉致ドイツ人全員の返還がなされていない点において「事件の解決は中途半端」として、あくまでも拉致ドイツ人全員の返還を求めている。しかし、その一方で、『東京日日』は同じ社説の中で「本事件に関する日英交渉が、比較的速やかな進展を見せたのは(中略)英国側が(中略)日本国民の深刻なる憤激を誘致したことに対し、大に遺憾とする旨を表明したからであらう⁴⁴⁾」と深刻なる憤激に対して英国側が謝罪したため早期解決をみたと評価した。また、『国民』は同日の社説において、「浅間丸事件はだいたいの解決をみたといつてよい⁴⁵⁾」と述べており、事件発生以降過激な表現を用いて国民感情を激昂させた同紙でさえ、一部ドイツ人の返還を契機に事件が一段落ついたとの認識を示していた。

2月7日(夕)以降の紙面では、『報知』が2月29日(夕)、「英艦拉致独人中九名 あす横浜沖で引渡し すでに香港を出帆す⁴⁶⁾」と一面トップとして報じている。以前から主張していたドイツ人21人全員返還でないにもかかわらず、それに対する不満を際立たせた反英的な表現はここには見られない。また、事件関連の記事数自体も減少し、2月7日(夕)と2月7日の紙面の一部にドイツ人返還決定が、2月29日(夕)と3月1日の紙面の一部にドイツ人返還実施が報じられた以外、各紙とも、事件関連記事が連日掲載されるようなことはほとんど見られなくなった。2月7日以前は、新聞各紙において連日、事件関連記事が取り上げられ、事件に関する小さな動きを扱った記事も多く見られたことは対照的に、一部ドイツ人の返還決定をもって事件への関心が急激に低下したことが新聞各紙の報道姿勢の変化から読み取ることができる。

以上の点から、当時の世論がドイツ人全員返還にあくまでも固執していたわけではなかったことも読み取ることができる。実際、ドイツ人全員の返還を求める主張は、3月1日の『報知』の論説の中で見出される以外なくなったのである⁴⁷⁾。

一方、2月6日のドイツ人返還決定以降の雑誌においては、新聞と同様に煽情的な反英論を強く押し出す記事は減少してはいるものの⁴⁸⁾、外交交渉をめぐる政府批判に関する論説が増加してきた。これについては第IV章で詳しく言及する。

また、雑誌において、この政府批判に関する論説と並び、注目すべき変化は、事件はすでに収束したと見る論説が掲載され始めたことである。例えば、『東洋経済新報』では「実質的にたいした意味をなさない、浅間丸事件が幕を閉じるこ

とは国家のために喜ばしい。この件に関して、新聞と政府は冷静に見る前に頭に血が上ったやうだ⁴⁹⁾と論じ、すでに一部ドイツ人の返還で事件は解決していること、事件に際して国民感情が先走ったと指摘して論を締め括っている。また、『世界知識』においては、中野五郎が「最早、事件は万事終結して、あの轟々たる国民的憤激の嵐は、何処かへ消え失せてしまった⁵⁰⁾」と述べており、いずれもドイツ人全員返還を待たずして事件は収束したとの見方を示している。この時期において、このような記事が掲載され始めたことから、事件そのものに対する反英感情が沈静化したことが窺える。

小 括

以上、本章では、浅間丸事件による国民感情の変化について、新聞・雑誌の論調の推移に注目しながら論じ、以下のことを明らかにした。第一に、事件発生から2月6日の一部ドイツ人返還前までの時期において、メディアの多くは、浅間丸事件を「国威を侮辱するもの」と捉え、国民の反英感情を煽る報道を行った。第二に、上記の国民感情の高まりや、したたかな老獪英国とのイメージから、メディアは浅間丸事件における英国の意図を深読みする傾向があったが、その基底には、米内内閣の存在、英国のアジア政策、米国の対日強硬姿勢に対する認識が存在した。第三に、一応の事件解決となる2月6日以降、反英感情を助長するようなメディア報道は姿を消し、激昂した国民感情も落ち着きを取り戻した。

このように浅間丸事件によって起きた国民感情の激昂は長くは続かなかったが、連日の英国批判によって対英不信感が増長し⁵¹⁾、それは国民の潜在意識に残存することになった。その後、日本が対独接近へと傾斜する土壌が形成されたとも言える。

Ⅲ 国際法の解釈をめぐる対立

はじめに

1940(昭和15)年1月21日に起きた浅間丸事件は、日本人の英国に対する「国民感情」を激昂させ、日英両国の主張は鋭く対立することになった。その後日英両国政府の歩み寄りにより事件は2月6日に一応の解決へと至ったことは、前章で述べた通りである。しかし、日本のメディアは「国民感情」を報じただけではなかった。こうした「国民感情」に加え、国際法に関する問題も浅間丸事件にお

ける争点として取り上げ論じていたのである。

そこで本章では、事件における国際法問題について日本のメディアがどのような反応を示し、いかなる点が日英間の対立の争点となったのかを考察したい。第1節では、浅間丸事件をめぐる国際法問題についていかなる論争がなされていたかを、第2節では、メディアの国際法認識と、その認識を踏まえて「国民感情」と国際法という二つの争点のうち、どちらがより重点的に報じられたのかを、第3節では、これらの論を踏まえメディアがどのような事件の解決方法を主張していたのかを、各々述べていきたい。

1 国際法報道

浅間丸事件において、日本と英国両政府は、以下のような国際法をめぐる解釈の相違により対立していた。日本側は中立国船舶から拉致することができる者は現役軍人のみであるとの認識であり、従って現役軍人ではないドイツ人乗客を拉致した英国艦の行動は国際法違反であると主張した⁵²⁾。一方英国側は、多くの国家が軍籍にあるか否かを問わず敵国の人的資源を俘虜とすることを認めており、英国艦の行動は国際法に則ったものであると主張していた⁵³⁾。つまり、中立国船舶から拉致可能である者は現役軍人なのか、それ以外も含めるのかをめぐって、日英両国政府の主張は真っ向から対立していたのである。このため、日本のメディアにおいても国際法が一つの争点となっており、その解釈をめぐって様々な主張がなされていた。

まず、国際法的に日本が正しいとする主張が見られた。国際法の権威であった立作太郎・東京帝国大学名誉教授は、「中立船中より敵人を拉致することに関しては、たとひ軍人たりとも議論の存する」ものであり、英艦の行動は「国際法上当然許さるるものといひ得ざるはもちろんである」と主張している⁵⁴⁾。英国の行動を「明かに国際法違反英に弁護の余地なし⁵⁵⁾」との見出しで批判する記事も見られた。また軍人であるか否かを問わずすべて抑留可能であるという英国の主張は、「抗戦権の拡大であつて、不当なる見解⁵⁶⁾」であるとの主張もなされている。日本が国際法的に正しいとする根拠は、政府の方針と同じくロンドン宣言であった。日本は英国も署名したロンドン宣言に則っているが、英国は第一次世界大戦での臨検の実績や自国内での布告といった英国の論理を日本に押し付けているという文脈で、英国を批判している。さらに、1940年1月9日に日英間で非公式の交渉があり、中立船舶より拉致できる者は現役軍人に限るという日本の解釈を英

国に伝えていた⁵⁷⁾にもかかわらず、浅間丸事件が引き起こされたことを問題視する主張も存在する。

こうした日本政府の主張に疑問を呈している論者も、少数ではあるが存在した。『東洋経済新報』において、石橋湛山は「国際法の理屈から言へば、英国の主張にも伸強い点がある⁵⁸⁾」と述べており、「第一次世界大戦以降総力戦の世の中になつており、第一次世界大戦の5年前に出されたロンドン宣言に論拠を置く日本政府の主張に説得力はない」とする主張⁵⁹⁾も見られた。このように、言論統制が強化されていた1940年という時期においても、自由主義的な視点から独自の言論を展開した『東洋経済新報』の論調に大きな変化はなかったといえる。

しかしながら、国際法的にみて日英どちらが正しいのかを断じた主張よりも、国際法的にみて日英どちらが正しいのかという判断を留保する中立的な主張がより多数を占めていた。『文藝春秋』誌上で松浪仁一郎が「英国は其主義に従ひ適法の行為を為したりと云ひ、日本は不法行為なりといふは、何れも正しき事である⁶⁰⁾」と論じているのが典型であり、日英どちらか一方を国際法的にみて正しいと断定することは難しいとの主張が多々見られた。なお、そうした見解を述べる場合、日英両国の国際法認識について紙面を割いて詳しく述べた上で、このような中立的な立場を表明していることが多く、ある程度の紙幅を必要としたため新聞紙上ではほとんど見られず、それらは、雑誌を中心に述べられた主張である点が特徴的である。さらに、『文藝春秋』で「日本船が交戦国の軍艦に臨検されるのは当然⁶¹⁾」との主張がなされているように、英国がドイツ人乗客を拉致したことについては議論の余地があるが、英国が浅間丸の臨検を行ったこと自体については、日本の近海とはいえ領海ではないのだから合法であると認めている見解も国際法学者などを中心に存在する⁶²⁾。浅間丸事件に対しては憤慨しているものの、問題があるのは現役軍人ではないドイツ人を拉致した点であって、臨検については英国が正しいとはっきりと認めている。ほぼ反英一色であった「国民感情」とは異なり、国際法の見地から導き出される論説は英国の行動をある程度認めていたといえよう。

以上のように、日本のメディアの国際法報道は、国際法的にみて日本が正しいとする立場、英国が正しいとする立場、国際法的な判断を留保する中立的な立場に大別できるが、最後の見解が大勢を占めた。その他、浅間丸事件を論評する中で国際法に全く言及していないものや、言及はしていてもわずかなものも少なからずあった。これらのことは、国際法をそれほど重視しない日本国内の意識を反

映していたと考えられる⁶³⁾。このように、国際法的な判断を留保する中立的な主張や、国際法に言及しない見解が大勢を占めることになるが、その背景には、国際法の有効性に対する疑問や国際法そのものに対する強い不信感が存在していた。この点について、次節で詳述したい。

2 国際法認識と「国民感情」

前節において、事件における国際法的解釈に関する報道にいかなるものが存在したかを明らかにした。本節においては、国際法的判断を留保した「中立的な立場」を示した論説を中心に考察を進め、当時のメディアの国際法認識を明らかにしたい。その上で、かかる認識が事件報道においてどのような影響を与えたかについて言及する。

前節で指摘されたように、浅間丸事件における国際法解釈を掲載する記事の中では、日本の法的是非を明らかにしない中立的な解釈が主流を占めた。中立的な主張が多数を占めた要因は、当時の言論界において、国際法による解決には限界があるとの認識が存在したことが大きい。例えば、『雄弁』で「今日の国際法は未定の部分が極めて多い⁶⁴⁾」と論じられ、『文藝春秋』において「本問題に関する条約は正式の効力を有する条約ではない⁶⁵⁾」と論じられるなど、国際法の効力自体に疑問を呈した主張が多く見られた。日英どちらが国際法的に正しいかという判断は難しく、そもそも国際法の有効性にも疑問があるため、稲原勝治などは「日英両国間の折衝は要するに魚と鳥との問答のやうなもので、いつまで行つても平行線⁶⁶⁾」であり、国際法の議論は結局水掛け論に終始し事件解決の鍵とはならないと主張した。稲原は「戦時国際法は動もすれば強い国に有利に解釈される傾向が夥しい⁶⁷⁾」とも述べ、国際法に対する不信感を露にしていた。このように事件における法的是非を留保する立場は、メディアにおける国際法に対する懐疑的な見方を示している。

かかる国際法認識は、反英感情にも強く影響を受けている。当時の論壇において、国際法を欧州列強の法であるとみなし、それはアジアにおいても通用するものではないとする主張が見られたのである。例えば、『文藝春秋』では「彼らが勝手に作った国際法にしばられる必要はない⁶⁸⁾」と主張され、『報知』では「日英紛糾の元は（中略）、欧州関係を調整するため、考へ出された、国際法なるものを、アジアにまで普遍的に適用しようとする態度に帰着する⁶⁹⁾」と主張された。「東洋の特殊の情勢には、特殊の新法が作られてもいい筈だ。⁷⁰⁾」とする主張が示

すような、新秩序を形成しようとする日本が、「旧秩序⁷¹⁾」の権化たる英国によって作り出された法に従う必要はないとする、強硬な論説も存在した。これらの主張は、国際法に対して露骨な不信感を見せており、反英観が国際法に対する強い不信感へと変化していたことがわかる。

さらに、メディアの国際法認識は、「国民感情」の激昂と相俟って、国際法を軽視する立場となって表れた。国際法に懐疑的な見方は、国際法よりも「国民感情」を重視すべきだとする主張へと転化し、浅間丸事件は「国際海法の解釈問題よりも、寧ろ政治外交の実際問題に属する⁷²⁾」ものであり、「日本を見くびつたやり方として、日本人が憤慨するのは当然である。⁷³⁾」とされたのであった。こうした主張のように、「国民感情」を重視した主張⁷⁴⁾は、「国際法は二義的⁷⁵⁾」との見解を強く巻き上げられることになった。

そのため、国際法は事件解決に向けて妨げになるものであると認識され、主眼とされた問題は常に「国民感情」であった。特に新聞紙上においてその傾向が顕著であり、例えば、『報知』では国際法の効力を「極めて薄弱⁷⁶⁾」なものであると論じた上で、「国際法規をもつて十把一からげに解決できるものと思ひこんでゐるのが、抑もの誤りである」と主張し、それよりも、「対日信義を踏みにちつた点⁷⁷⁾」こそが問題の核心であると論じている。このような「国民感情」を優先する姿勢は他紙においても同様に見られ、例えば、『読売』の「風塵録」に掲載された「理屈はどうあらうとも⁷⁸⁾」といった記述や、『東日』の短評欄である「近事片々」に掲載された「国際法の理屈は別だ。⁷⁹⁾」といった記述に見られるように、国際法をあからさまに無視することを打ち出した記事も存在する。これらのことから、メディアが国際法を軽視し、「国民感情」を重視していたことが分かる⁸⁰⁾。

以上、国際法に対する認識は、反英感情の高まりと共に軽視され、日本のメディアは、「国民感情」を事件における本質的な問題として報じたことを明らかにした。

3 事件解決への展望

本節ではメディアが具体的にどのような事件の解決方法を主張していたかについて詳しく述べていきたい。解決の方法として、日本の面子を考慮した政治的解決方法と、国際法に即して解決を図る国際法的解決方法の二つが挙げられていたが、日本のメディアの多数は前者が占めることになる。

まず、日本政府は、英国との交渉に臨むにあたり、世論の激昂に押されたかのように英国に対し①英国政府の反省、②将来二度と浅間丸事件を繰り返さないこと、③拉致したドイツ人全員を返還することを要請した⁸¹⁾。そして、この政府の方針を支持する論調が多数を占めていた。例えば、英国が「日本の近海上で不愉快な事を敢へてしたことは帝国の威信にかけて許容すべからざること⁸²⁾」なので、日本の主張を全面的に貫徹しなければ日本の威信は丸潰れであるなどと主張されていた⁸³⁾。これらの中には特に英国政府の陳謝や、将来二度と浅間丸事件を繰り返さないことを望むもの⁸⁴⁾や、ドイツ人を返還するかしないかはもう二の次であり、英国が無礼をどう謝罪するかが主題であると述べるものもあり⁸⁵⁾、これらの論からは日本は浅間丸事件を国際法の問題ではなく、国の威信に関わる問題であると認識し、日本の面子を損なわれない解決をすることが日本にとって最も重要であると考えていたことがうかがえる。

さらに、日本の要求に対する英国の回答を待つ中で、『東朝』や『大朝』は、英国が「不誠意なる態度に出づる時は帝国政府としては口むを得ず正当防衛による対抗措置乃至は適当なる報復手段も講ぜざるを得ず⁸⁶⁾」と主張していた。当時は言論統制により英仏への武力行使を促したり、国交を阻害したりするような言論は禁じられていたため⁸⁷⁾、直接的にメディアが報復を主張することはできなかったにもかかわらず、それに違反するような主張も見出すことができた。

このように、言論統制を逸脱して報復を主張するものは他にもいくつか見受けられる。例えば、『報知』は「日英関係がどうなろうと、そんなことには頓着無く、東亜における帝国の威信にも関する、重大事件であるから、飽くまで強硬な態度に出で、以てわが正当なる主張の貫徹に努力すると同時にやむを得ずむば有効適切なる、報復手段にも訴へる用意があつてしかるべしであると思ふ」と主張していた⁸⁸⁾。『文藝春秋』においては、「堂々と報復的に、敵国に、戦争材料を供給して居る英国船を、印度洋以東で押へえたらいい⁸⁹⁾」という意見もみられた。このように言論統制を逸脱してまで報復を主張するその背景には、今後の日英関係に対する懸念というよりも、英国に侮辱されたことへの悔しさから「このまま引き下がるわけにはいかない⁹⁰⁾」という意識が強くにじみ出ていたと言えよう。

一方、国際法的に解決を主張するものもごくわずかであるが存在していた。例えば、田村幸策は、事件の解決のためには国際法上の原則を作るべきであると述べている。加えて、「一時の感情に制せられて交戦国の権利を否認するやうな迂闊な主張をして、日本自身が交戦国となつた時にその権利を行使できないやうな

状況に陥つてはならない」ということを述べた⁹¹⁾。さらに伊藤正徳は、将来日本が交戦国になった時、敵国の軍事に役立つと認められる一切の人間を拉致できるほうが日本にとって利益になるから、日本はこの際臨検拉致の範囲を最大限に認めたらどうか⁹²⁾、と将来の東亜政策を見越して戦略的な考えを提言している。このような論からは、日本の戦略に有利となり得る交戦国の臨検拉致の権利を将来行使できなくなることへの不安や、一時の感情から冷静さを欠いた政府や国民に、この権利の日本にとっての有用性を認識させるという意図が見受けられる。

以上のように、日本の将来を意識して事件の国際法上の解決を主張するものも若干存在したが、多数は国際法よりも日本の威信を重視し、その面子が保ちうるような政治的解決を主張するとともに、それが実現できないならば言論統制を逸脱する報復論を説くものまでであった。こうした主張もまた、英国に侮辱されたことへの憤りの反映とみなすことができよう。

小 括

以上、本章では日本のメディアが浅間丸事件において、国際法よりも日本の「国民感情」が事件における対立の本質であると報じられていたことを明らかにした。「国民感情」が国際法に優越した背景には、イギリスに侮辱されたことに対する国民の憤激や国際法に対する不信感があった。このため事件の解決方法には、国際法的解決よりも国の威信が保ち得る政治的解決が主張されることになったのである。

IV 浅間丸事件をめぐる米内内閣の評価

はじめに

昭和15(1940)年1月16日に発足して間もなく事件に直面した米内光政内閣は、英国との外交交渉に臨むために即刻対策会議を開くことになった。新聞では、浅間丸事件が米内内閣にとって大きな試練になると報じており⁹³⁾、まさに内閣の力量が問われたのである。本章では、事件をめぐる米内内閣の対応に関するメディアの報道姿勢を論じ、当時の米内内閣にとって浅間丸事件がどのような存在になったのかを明らかにしていく。

以下、第1節では米内内閣発足時に同内閣がいかなる評価を受けたのか、第2節では英国との交渉過程における内閣の評価について、第3節では事件をめぐる

帝国議会審議の報道を通して結果としてメディアが内閣のいかなるイメージを伝えることになったかについて各々論じていきたい。

1 発足当初の米内内閣評価

事件発生直前の1月15日、阿部信行内閣の総辞職を受けて米内光政が大命を拝し、翌16日に米内内閣が成立した。同日、米内は初閣議を開き、会見で新内閣の施政方針を発表し、そこでは「おべつかを使はず、さりとして喧嘩しない」⁹⁴⁾と述べ、外交の基調について自主的立場を堅持することを明言した。昭和15年当時、日本の外交姿勢は英米協調を志向する「現状維持」路線と反英色を鮮明にした「革新」路線に分かれていたが、各メディアは米内内閣の性格は、前者の「現状維持」路線に傾くとの見方をしていった。

当該施政方針に対して、新聞紙上では『報知』と『国民』を除き、期待感を示す論調が大勢を占め、雑誌の論説記事でもおおよそ半数が期待感を表した。例えば、『東日』では前内閣の野村外交において日本外交は既に対米、対ソ国交の調整に向かって新たな一歩を進めており、軌道にのりかけた対外交渉を棒にふる必要はないと論じられた⁹⁵⁾。また『改造』において、伊藤正徳は、米内の外交姿勢は独自の立場でありながらも、外国諸国との対立を避けようとする論じ、この外交姿勢を及第だと評価した⁹⁶⁾。さらに『中央公論』において、馬場恒吾も米内を評価する際、米内が平沼内閣の海相時代に日独伊防共協定をさらに強化するか否かが問題になったときそれに躊躇し慎重姿勢をとったことを引き合いに出し、この点については安心できると評価した⁹⁷⁾。

しかし従前より硬派の論調をとる一部メディアの中からは、外国との摩擦を避けることが自主外交なのかという声もあがった⁹⁸⁾。例えば、『国民』は「独立独歩どこまでも自分本位で進むことは、決して協調外交や媚態外交と相容れるものではない筈である。」と述べ、米内内閣の外交方針に注文をつけた⁹⁹⁾。また、米内内閣の外交方針が一層現状維持的になったと懸念し、かかる外交姿勢に対して疑問を投げかける論者もおり¹⁰⁰⁾、中には、米内内閣が英米に屈するようならば倒閣運動を起こさなくてはならないとし、鮮明に反英米色を打ち出す声も出ていた¹⁰¹⁾。このように、革新を求める側の人々は、当該内閣の外交に対し内閣発足当初から強い不満を抱いていたのである¹⁰²⁾。

一方、外交方針以外について米内内閣はどのような評価を与えられていたのだろうか。米内内閣は組閣にあたって、ベテラン議員を起用する大物主義をとった

が、この点については疑問視、あるいは批判する新聞記事や雑誌記事が多く見られた。『大朝』は大物主義も結構だが、人物さへ集めれば政局はもっと早く安定しているはずと苦言を呈している。¹⁰³⁾一方、『日本評論』では「出来るだけ鋭角的なものを避けやうとする組閣の方針が、そつくりそのままである。強い反感や摩擦をどこにも求めない代りに、特に力強さや信頼を与へるやうにも思はれない¹⁰⁴⁾。」と論じられ、平凡で迫力が薄くリーダーシップに欠けるのではとの声が多かった¹⁰⁵⁾のである。

以上、本節では米内内閣に対するメディアの評価について論じ、以下のことを明らかにした。浅間丸事件の発生直前に誕生した米内内閣は概ね歓迎をもって迎えられる¹⁰⁶⁾、外交方針については総じて安心感のある外交を展開できる内閣として期待感をもって受け入れられていた。一方、革新を望む一部のメディアからは米内内閣の現状維持的な外交姿勢に強い不満を抱かれていた。浅間丸事件を機にこうした不満が爆発し、米内内閣は窮地に立たされることになる。

2 事件の対応をめぐる米内内閣への評価

浅間丸事件の発生直前に発足した米内内閣が概ね好意的評価を受けたことは前節で明らかになったが、本節では米内内閣が事件と対峙し、英国と交渉を進めていく過程において、どのような評価を受けたのかをみていく。

まず、事件の対応をめぐる米内内閣の評価について、各新聞・雑誌の論調を確認しておきたい。新聞に関しては、米内内閣の動向を評価・分析している記事はあまり見られなかったが、各紙ごとに細かく見ていくと明らかに政府支持の立場にあるのが『東日』のみであり¹⁰⁷⁾、『東朝』『大朝』『読売』『国民』については関連記事のほとんどが批判的な論説であった。『報知』は政府の対応について直接言及する記事はあまり見られなかったが、後述するように、浅間丸船長に関するスクープを他紙よりいち早く仕入れ、それに基づいて政府批判を展開したのである。『大毎』は、政府を批判する記事と支持する記事の両方を掲載しているものの記事数自体が少なく、それほど関心度は高くないようにみえた。一方、雑誌については、関連するほとんどの記事が政府に対して批判的であり、内容についても詳細に分析している。以上のように、当時のメディアは、浅間丸事件に対処する米内内閣について、全体として否定的な見方をしていただことがわかる。

では、事件発生当初から解決に至る過程において、米内内閣個々の対応についてどのような評価が下されていたのか、具体的に検証していきたい。事件発生後、

政府の対応以前の問題として、浅間丸事件を未然に防げなかった政府に対して責任を追及する声があがった。日本側と英国側の法解釈の相違については第三章で既に述べたが、浅間丸事件が起こる前の昭和15年1月9日に英国は自国の見解を日本に通達していた。それに対して、日本政府は英国側見解への反論を口頭で英国海軍省へ伝えたが、かかる抗議に甘さがあったのではないかという批判が持ち上がった。清瀬一郎は、「かくの如く予報〔英国の1月9日通達〕をしてあるのに、日本からは別段嚴重なる通告が無かつたから、英国は浅間丸船上の独逸人を拉致したところでたいして差し支へないであらうと思つたかも知れぬ¹⁰⁸⁾」と述べ、中野正剛は日本が強く抗議しなかったことに対し「真に悲しむべき国家の憂患である¹⁰⁹⁾」と政府の事前交渉の甘さを痛烈に批判したのである¹¹⁰⁾。また、外務省が浅間丸船長に対し、「武力で強制臨検された場合には、…これを引渡して可」という訓令を事前に出していたというスクープを『報知』が報じ¹¹¹⁾、事件で、あっさりドイツ人を英国軍艦に引き渡してしまった原因として外務省を批判する記事が、新聞・雑誌でみられた¹¹²⁾。一方、交渉上の政府の不手際とは別に、現状維持的な外交を志向する政府の基本姿勢にも批判の目が向けられた。『国民』は、従前の日本の英米媚態外交が英国にこのような暴挙を起こさせた¹¹³⁾、このような政府の外交姿勢によって英国に軽くみられ、隙をつかれた結果が浅間丸事件であると決めつけた¹¹⁴⁾。このように、メディアでは政府の事前交渉の甘さが批判され、さらに親英米的な内閣の姿勢を再考すべきという声があがったのである。

1月22日、早速外務省で事件対策会議が行われた。有田八郎外相や谷正之次官が政府の見解を示し、英国へ抗議することになったが、こうした政府の姿勢に対しても批判的な記事がいくつか見られた。有田や谷の抗議については、「極めて生温い」や「微温で熱意に欠ける」とその不十分さを厳しく批判し、その背景には、英国とは摩擦を起こしたくない英米媚態的な政府の外交方針があると厳しく言及した¹¹⁵⁾。このような、政府の抗議に対する不満は新聞各紙の紙面上に表れており、例えば『東朝』では、場合に応じて態度を変えるのではなく「反英なら反英で押し通すべし」と報じ¹¹⁶⁾、『大朝』では、「政府は英国に対し嚴重たる抗議を繰り返すべし」と奮起を促している¹¹⁷⁾。国家主義的な色彩の強い『国民』を除き、従前の新聞各紙は政府の対応に関して比較的冷静な分析を行っていたが、このように感情的な記事が見受けられるようになったことは注目される。また、1月22日から始まったクレギー駐日大使との交渉内容に対する不満も噴出した。

交渉にあたって日本政府は法解釈の調整と拉致ドイツ人の返還を優先することになるが、むしろ英国に正式陳謝を要求する政治的解決で交渉に臨むべきだとの批判が見られた¹¹⁸⁾。第二章でも述べた通り、国民は英国からの正式陳謝を求めており、国民の意思とは異なる方針で交渉にのぞむ政府に対して不満を表明したのである¹¹⁹⁾。

日英間の交渉は数日続いたが、1月27日に英国から正式回答を受け取り、2月6日に公文を日英同時に正式発表することで、浅間丸事件は一応の解決をむかえることになる。しかしこの日英解決案に対して、妥結直後は、ほとんどの新聞・雑誌が批判的であった。日英両国間で成立した諒解は、「(1) 英国は法律上の権利を留保しつつ、事件に対して深甚なる遺憾の意を表す(2) 拉致ドイツ人中より、兵役服務適応性少ないと見らるる9名を、日本政府に引き渡す(3) わが国は、将来交戦国人にして、軍籍あるもの、及びその疑ひあるものは、これを乗船せしめない。従つて英国側も、日本船舶に対して、友好的措置を執る」といった内容であった。(2) について拉致ドイツ人全員の引渡しができなかったことに対する批判もあったが¹²⁰⁾、特に多いのが(3)の条項に対する批判である。すなわち「…その疑ひのあるものは、…乗船せしめない」という条件を受け入れたことを日本側の英国に対する相当の譲歩であるとし、例えば『読売』は「ドイツ人9名の返還の為に、日本が大きな代償をはらつたのは遺憾」であると述べ¹²¹⁾、『国民』は「帝国が正当な権利を放棄して交換条件とした」¹²²⁾と政府が辿り着いた妥結点を批判した。すなわち、結果的に拉致ドイツ人の返還や、将来同様の事件を発生せしめないことを英国に保障させたものの、その交換条件として、日本が戦時禁制人に関する従来の解釈を変更することは、当時の国民にとっては許容の範囲を超える代償だったのである。同様の見解は多くの雑誌でもみることができ¹²³⁾、かなりの衝撃があったことがうかがえる。

日英諒解案に関するその他の批判としては(1)の条項に注目した清瀬の指摘があり、そもそも1月27日に一回目の正式回答が外務省に手交された時は、条文中に「遺憾」表現はなかったのではないかと疑問を呈した。その上で2月6日まで(3)の譲歩条件と交換して後からつけたものだと批判し、解決までの連の交渉過程を「狎れあいに過ぎぬ」¹²⁴⁾「有田・クレギーの合作」¹²⁵⁾と厳しく批判した。以上のように、政府が辿り着いた解決案は国民に支持されることはなく、日本側の弱腰な交渉姿勢を厳しく糾弾される結果となった。

以上、浅間丸事件をめぐる米内内閣の評価をみてきたが、全体的に批判的な論

調が多いことがわかる。とりわけ、事件解決の段階において、批判的な記事が多数を占めたということは、国民の中に米内に対するマイナスイメージを残す結果になった。反英的な国民感情の高まりは、内閣批判という形でも表出したのである。前節では、米内内閣は発足時に概ね周囲の期待を集めたと論じているが、事件に対峙したことで、その期待はもろくも崩れ去ったのであった。

3 メディアの議会審議報道

浅間丸事件が議会で問題になったのは、昭和14年12月23日に開会した第75回国議会であった。この議会は、翌年1月22日に政局の混乱を回避することを理由に一時的に休会し、2月1日からの再開を前に浅間丸事件に関する審議を求める声が挙がっていた。浅間丸事件については2月1日から貴・衆両院本会議で議題に上がり、3月19日の衆議院本会議まで計13回審議された。本節では、メディアが議会審議の報道を通して浅間丸事件をどう捉え、どう伝えようとしていたかを検証したい。

既に述べたとおり1月22日に議会在休会し、2月1日に再開するまでの間、『大朝』、『大毎』、『東日』、『国民』が浅間丸事件に関する議会審議の見通しについて報じた。『国民』は、「天津事件以来潜伏してゐた国民の反英熱を再燃させ、議会では政府に迫ることは必至」であり、「国内世論がいまや最高潮に達する一方、もし外相の論旨が明確を欠く場合は再会早々波乱を招来するだらう」と予測し、この時期から激しく国民感情を煽りつつ、政府・外務省を強く牽制した¹²⁶⁾。その一方で、他の三紙は、「議会は予想外の活気を呈し華々しい論戦を展開するだらう」といった記事に代表されるように表立った論評を避け、『国民』とは一線を画したのである¹²⁷⁾。

2月1日議会再開後、2月2日・3日、2月7日、3月20日の三つの時期に議会審議に関する報道が集中した。

まず、議会再開直後の2月1日・2日の貴・衆両院本会議の審議を扱った報道では、各紙とも政府見解を軸にしながら浅間丸事件が国家の威信に関わる問題であることを強烈にアピールし、弱腰外交に甘んじる有田外相の非力さと実力行使も辞さない構えの吉田海相の力強さとのコントラストを鮮明に描いた。それまで冷静な報道をしていたメディアも、『国民』に煽られる形で相当熱くなっていく。具体的には、国民感情・国家の体面に関する政府の見解として「英国の非遊戯的行爲への国民感情の悪化、英国の遺憾表明、政府の英国への政治的反省の要求」

と報じた¹²⁸⁾。また、事件前の外務省の訓令の有無については「敵国が軍事的に迫ってきた場合はこれに抵抗しても仕方がない」という有田外相の発言を追及し、『報知』を中心に米内内閣が弱腰外交であることを厳しく難じた¹²⁹⁾。その一方で、交渉次第では実力行使を辞さないと言明した吉田海相については、言論統制が敷かれていることもあり、これを批判する記事は一つも見当たらず¹³⁰⁾、むしろ「断固たる決意を示唆して応酬し多大の感銘を与へた」と高評価を下す記事のみであった¹³¹⁾。

ところが、2月6日の衆議院本会議と2月7日の貴族院本会議を扱った報道は、それまでの報道姿勢とは異なった。事件の政治的解決の説明と今後の外務省方針を有田外相が強く打ち出したせいもあってか、先の報道で散見された弱腰外交批判はこの日は影を潜め、各紙とも事実報道に徹した。政府見解の主な論点として「抑留独人9名の返還、英の遺憾表明、政府の本邦船会社への指令」の三点が強調された¹³²⁾。ただ、紙面から有田外相の慎重主義外交への批判が見られなくなった反面、「英国へなら筒抜けの内政事情、英国の遺憾表明を巡る媚態外交」と政府を厳しく追及する清瀬一郎がクローズアップされた¹³³⁾。清瀬一郎の議会での発言については、「新英米外交を改めよ、清瀬氏九国条約を痛論」、「清瀬氏外交問題八つ当たり、まず浅間丸事件を俎上へ」等センセーショナルな見出しをつけて、この日本資料集の分析対象の新聞紙の七紙中六紙が取り上げた¹³⁴⁾。さらにその後も清瀬の見解に関する特集記事が組まれるなど¹³⁵⁾、メディアの清瀬に対する注目度の高さがうかがえる。また、日本の外交情勢と議会審議の進行具合を照らし合わせて、「対米、対ソなどの重要外交問題に対する質問は頗る貧弱だ」と、『大朝』や一部の雑誌などは客観的な視点から議会審議のものの足りなさを訴えた¹³⁶⁾。

3月19日の衆議院本会議を取り上げた翌日の報道では、議会審議の内容よりも清瀬一郎の答弁によって議会在紛糾し、一時休会を余儀なくされるほどの大混乱に陥ったことが大々的に報じられた。前節までも触れたように、すでにこの時国民の事件に対する関心は冷めており、それまでの議会審議報道とは異なる様相を呈したのである。清瀬一郎は政府の英米媚態外交の根拠を次々と提示したものの¹³⁷⁾、政府を衝く彼の主張よりも、むしろ清瀬の答弁によって、議場が醜態をさらし、休止するに至ったことを積極的に報じた¹³⁸⁾。メディアは、議会運営に混乱を生じさせる内閣の弱さを結果として浮き彫りにしていた。

以上メディアによる議会審議報道から明らかになったことは以下の通りであ

る¹³⁹⁾。まず、議会再開以前から国民感情を煽った『国民』の「政府批判・媚態外交批判」に順ずる形で¹⁴⁰⁾、議会再開とともに各紙とも「政府・有田外相批判」を展開した。清瀬一郎の政府追及等がセンセーショナルに報じられることにより、議会審議の終盤には事件の本質よりも、事件によって明らかになった政府の政局運営の拙劣さや指導力の弱さが印象付けられるようになったといえる。

小 括

以上、本章では、浅間丸事件をめぐる米内内閣の評価を論じ以下のことを明らかにした。第一に発足当初は好意的評価を受けた内閣も、事件を通じて多くの批判を受け、その評価は一転した。米内外交の現状維持で親英米的な外交姿勢は、快く受け入れられることはなかったのである。第二に、メディアは議会審議報道を通じて、内閣の親英米外交を批判した。そこには、国民に内閣の外交姿勢に疑問を抱かせようとしたメディアの恣意性さえ伺うことができると言えるのかもしれない。

雑誌『エコノミスト』の誌面上、稲原勝治は、浅間丸事件をきっかけに防共強化（現状打破）勢力が力を増し、日本にとっての転換点になるかもしれないと論じ¹⁴¹⁾、浅間丸事件が日本外交上の転機となることを予測した。事実、米内内閣は、同年7月に総辞職し、さらに9月には日独伊三国同盟が締結されることになった。かかる歴史的経過をふまえると、稲原の論説もあながち間違っではおらず、浅間丸事件が、米内内閣の政権運営を困難にし、反英・親独的気運を盛り上げる契機となったと結論づけることができるだろう。

補 イギリスにおける浅間丸事件報道

はじめに

これまで、日本の新聞・雑誌を中心に分析を行ってきたが、本章では英国の新聞を分析の対象とし、事件の一方の当事者である英国が浅間丸事件をどう扱ったのかについて考察する。本章で取り上げる新聞は『Times』、『Guardian』、『Herald』、『Economist』である。以下、簡単に各々の特性について触れると、『Times』は英国の新聞の中でも正確な情報を提供し、中立な立場で論じることによって定評のある新聞である。『Times』と並ぶ高級紙である『Guardian』は知的標準の高い新聞であり、『Herald』は1783年以来の古い歴史を持つ、英国でも由緒

ある新聞の一つである。『Economist』は世界の政治・ビジネス・金融に関する詳細な分析に重点を置いている週刊ビジネス雑誌である。以上の新聞・雑誌における浅間丸事件関連の記事を分析することにより、日本の新聞の事実報道と対照させつつ、英国の見方を明らかにしたい。

1 事件報道と紙面構成の変化

本節では英国が浅間丸事件の発生から、事件解決に至るまでどのように報じたのか、紙面構成の変化に注目しながら論じていきたい。事件発生当時、英国はドイツと交戦中であり、英国のメディアは浅間丸事件をあくまで一つの臨検事件として扱うにすぎなかったが、次第に日英間の外交問題として大きく取り上げるようになった。『Times』は、主に国際面の六・七・八面で事件を扱っていたが、見出しや小見出しも感情的な表現は見られず、中立的な立場で事件を報道した。事件が発生した1月22日は非常に小さい記事でドイツ人の連行を報じたが、翌23日からは前日の六倍ほどの大きさで扱うようになり、こうした扱いが事件解決後の2月8日まで続いた。『Guardian』では政治面や戦時ニュース面の三・七面で扱われることが多かった。事件発生の1月22日は七面下方に紙面の五分の一ほどの大きさにすぎなかったが、1月24日では三面で大きく扱われ、事件に対して関心を持つようになった。そして、2月2日以降二面で扱われるなど海外からのニュース面では冒頭に記事が掲載されるようになり、事件に対する関心を一段と高めた。『Herald』は、事件発生の1月22日は九面下方に小さく報じていたが、翌23日は「日本英国に抗議」という大きな見出しが一面のトップを飾った。また、1月25日にも一面に「日本英国に報復行為」という見出しが載り、事件解決に至るまで速報欄で事件について伝えたのである。

以上、『Times』、『Guardian』、『Herald』の紙面構成の変化に焦点を当てて、事件に対する関心の度合いを明らかにした。三紙とも事件発生当初は関心が低く、日本のメディアとの間に大きな温度差があったが、次第に事件へ強い関心を示すようになり、日本のメディアと同様、紙面で大きく扱われるようになった。

2 事件発生直後における英国のメディア報道

事件発生直後、英国のメディアは一齐に浅間丸事件に対する英国の臨検が正当であることをさまざまな根拠を挙げて主張するとともに、日本の抗議に対して反論した。さらに、当該事件とは直接関係のない天津租界封鎖強化問題まで持ち出

し、日本への批判を強めていった。本節では、このような主張を分析し、浅間丸事件の発生を英国のメディアはどのように受け止めていたか検討する。

事件発生直後、英国のメディアは一様に、なぜ日本が当該事件において英国を強く批判しているのか理解できず、日本のメディアとは対照的に、国際法上の自らの正当性を切々と訴えた。『Herald』は「合法的な立場 英国の行為は正当化される¹⁴²⁾」という小見出しをつけ、各紙とも、こうした行為が実際に浅間丸事件発生以前にも頻発していることを理由に挙げ、英国の権利行使が正当であると強く主張したのである¹⁴³⁾。そして、日本近海という事件発生場所については「確かに、浅間丸が東京から数時間の場所で留められたのは事実」としながらも、その場所は「必然から来るものであり、選んでその場所にしたわけではない。」と主張し、あくまで偶然に過ぎないことを強調した¹⁴⁴⁾。また、英国がドイツと交戦中であることから、「野蛮な独海軍の行いから中立国を保護する」ために、ドイツ人専門家を収監する必要があったと述べ、あくまで日本を含む中立国を守るための措置であると断じた¹⁴⁵⁾。

以上のように、国際法的見地から英国のメディアは自国の正当性を主張したが、さらに天津租界封鎖問題という日英両国をめぐる別の懸案まで絡めて浅間丸事件を報じた。天津租界封鎖強化問題とは、浅間丸事件の前年から日本軍が軍事力を背景に封鎖していた天津の英仏租界を、事件発生を機にその封鎖を強化したことを指す。この行為を日本の軍部は反日分子の活動を抑えるためであると弁明したが、英国のメディアは日本による報復だと受け止め、浅間丸事件と絡めて報道した。浅間丸事件が報道されてから3日後の1月25日、『Herald』では「日本の英国への報復」という見出しが一面を飾った¹⁴⁶⁾。記事では、天津租界において「英国人居住者が極寒のバリケードの外で、浅間丸事件の報復として日本兵が書類を確認している間ずっと待たされ¹⁴⁷⁾」るなど不便を強いられている状況を伝え、日本に対する不満を露わにした。他にも、物資の輸送規制や日本軍による封鎖強化に対して異議を唱え、かかる類似の記事¹⁴⁸⁾は『Guardian』¹⁴⁹⁾、『Economist』¹⁵⁰⁾、『Times』¹⁵¹⁾にも掲載された。さらに、『Times』では、もう一つの「報復事件」として日本の海軍によるウィンサン号臨検事件を2回に分けて詳細に報じ、「彼らには引き止めて臨検する権利はない¹⁵²⁾」と反感を露わにした。

なお、日本で天津租界封鎖強化問題を扱っているのは、『東日』と『東朝』の二紙のみで、中でも『東日』は「天津隔絶強化も注視」という大きな見出しをつけているにもかかわらず、記事では「英当局は浅間丸事件の余波を受けて天津租

界の隔絶強化を相当注視してゐる」と指摘するのみで、天津租界封鎖問題に関する言及はほとんどなかった¹⁵³⁾。『東朝』の場合も、最初は「最近英米側では天津租界隔絶が特に強化され、これが何等かの対英米報復手段なるかのごとく宣伝してゐる」と述べ、それが浅間丸事件と直接関連しない旨を示唆する解説を加えていた¹⁵⁴⁾。このように、英国のメディアは天津租界封鎖強化問題を、浅間丸事件に対する報復措置であるとの見方を、一般的に示していた。

以上、本節では、浅間丸事件発生直後における英国のメディアの反応について論じ、それらが、国際法的観点から自国の行為を正当化しつつ、天津租界封鎖強化を日本側の報復措置と見なし、かかる日本の姿勢を強く批判していたことを明らかにした。

3 事件報道をめぐる論調の変化

前節で述べたように、浅間丸事件発生時、英国のメディアは臨検行為の正当性を強く主張したが、その主張にも変化が見られるようになった。本節では、浅間丸事件をめぐる日本に関し、かかる報道姿勢が軟化したことを明らかにしたい。

第2節で論じたように、英国のメディアは浅間丸への臨検を「国際法に完全に則った行為¹⁵⁵⁾」と見なし、自らの正当性を強く主張していた。ところが、こうした主張は次第に紙面から姿を消し、相手国である日本の言動に対して関心を向けるようになった。『Guardian』と『Herald』は1月25日の紙面において、今回の事件が日本の「威信」に大きく関わる問題であることを指摘し¹⁵⁶⁾、以後、「西洋の人々は、(中略)東洋の人々が『顔』にとても執着していることをわすれがちである¹⁵⁷⁾」や「一番重要な点は、日本の威信を侵し、軽蔑したことである¹⁵⁸⁾」のように、日本に対して一定の理解を示すようになった¹⁵⁹⁾。

こうした報道姿勢の変化の背景には、反英感情をおおる日本の新聞や、日本の新聞で取り上げられた反英運動が、英国のメディアによって盛んに報じられるという実情があった。例えば、1月24日に『Guardian』が日本のメディア・政治団体・日本船員連合による運動を報じるなど¹⁶⁰⁾、日本国内の反英運動が積極的に紹介された¹⁶¹⁾。特に『Guardian』と『Herald』は連日にわたり、多くのスペースを割いて日本の反英的言動を取り上げており、日本で巻き起こる多くの反英運動に相当の注意を払っていた。その中で英国のメディアは日本側が声高に主張する威信問題が事件の背後にあることを注視したのである。

こうした状況下で英国のメディアは、次のような日本にまつわる逸話を掲載し

た。例えば『Guardian』と『Herald』は、1937年に浅間丸が香港の要塞化された地域に座礁した際、英国が例外的に船舶の救出を日本の会社に許可したというエピソードを同じ日に紹介した¹⁶²⁾。以上のように、当該期における英国のメディアは、日本の動向に注意を払い、それまで悪化していた対日感情を改善する姿勢へ転換したのである。

そして、1月27日以降は、日本との間で政治的解決を促す記事が多く掲載された¹⁶³⁾。30日に、『Herald』は「英国が自分の立場を貫きながら友好的であることは不可能ではない¹⁶⁴⁾」と、英国が国際法上正当であるという立場は保持しながらも、当該事件を政治的に解決できる可能性について示唆し、また『Economist』も、政治的に解決されるという楽観的な見方を示した¹⁶⁵⁾。事件が一応の解決を見た2月7日、『Guardian』は、「英国による9人の返還は、この事件を平和的に解決するために英国が提案した」と論評し、かかる解決が日本との妥協の産物であることを強調したのである¹⁶⁶⁾。

以上、本節では、英国のメディアの事件報道をめぐる論調の変化について論じ、英国の正当性を強固に主張する報道姿勢から、日本側へ歩み寄る報道姿勢へ転換し、これが浅間丸事件を政治的に解決する基礎となったことを明らかにした。

小 括

以上、本章では英国のメディアから見た浅間丸事件について分析し、以下のことを明らかにした。

第一に、ドイツと交戦中であった英国のメディアは事件発生時、浅間丸事件に対して全く関心を示さなかったが、日本による抗議や、日本で巻き起こる反英運動が報道されるに従って次第に注目するようになった。そして、当該事件に関する見出しが一面に登場し、速報欄でもかかる記事に紙面を割くなど、メディアは挙って報道し、どのメディアも日本をなだめる形での解決を望んだのである。

第二に、事件発生直後の英国のメディアは、法律的に、あるいは中立国の利益を守る英国、という見地からしか当該事件を見ておらず、英国にとって特別な事件であったとは考えていなかった。また事件について、意図的に起こされたものとは考えておらず、事件発生場所についても必然性はなかったと主張していた。同時に英国は、日本が浅間丸事件の報復として、天津租界などで英国の権益を侵していることを報道し、日本に対する不快感を露わにした。

第三に、あくまで臨検を国際法に依拠した行為と考えていた英国は、日本の抗

議を受けても自らの正当性を主張していた。しかし、日本で巻き起こる反英感情・反英運動をきっかけに、日本が抗議をした背景には日本の威信問題があることを認識し、英国の対日感情を和らげるために、日本と英国との友好を象徴するような逸話を紹介し、政治的に事件を解決する方向へ舵を切ったのである。

結びにかえて

以上、浅間丸事件に対する日本のメディアの反応について考察してきた。その結果、以下のことが明らかとなった。

第一に、本事件がメディアにおいて、事件発生当初と英国側からの正式回答直後には、大きく報道されていたということである。それは、各新聞の一面記事に占める割合の大きさだけでなく、トップ記事やそれと同等程度に扱われ、社説やコラム等、あらゆる箇所掲載されていた他、雑誌記事掲載数にも表れていた。

第二に、本事件が雑誌では2・3月号のみで、また、新聞各紙で掲載されていたのは、わずか2週間にすぎないものであったが、反英表現に抑制的な新聞までもが英国への強硬的な態度を示すなど、日本のメディアが「国民感情」が傷つけられたとして大きく反英感情を煽る報道をしていたことである。各紙は英国を「老獪」や「海賊」といった語句を用いて批判し、独ソ不可侵条約の締結で活躍の場を失っていた反英親独論者の論説を度々掲載していた他、英国メディアが否定するような、日本側の独断ともいえる憶測まで大きく報じていた。こうした報道姿勢は一部内務省の通告を逸脱する程であり、事件早期解決の必要性以上に、日本の面子がつぶされたことの重大性を強調する主張がされた。この結果、各紙は国際法よりも「国民感情」を重視し、「政治的解決」を求める主張を展開することになったのである。

第三に、1934年6月の天津租界封鎖問題についての日本のメディアにおいて展開された反英報道と、本事件における日本のメディア報道との連続性である。本事件の報道において、相手の出方を待たずに事件発生直後から英国を批判した背景には、天津租界封鎖問題に見られるような、以前から存在した英国に対する反英感情が大きく影響していることを指摘した。すなわち、国民の意識の深層に存在していた反英感情が浅間丸事件を契機として再び表面化したと見做すことができる。

第四に、こうした反英論の噴出は、当時政権を担当していた米内内閣の外交交

渉に対する批判としても表出し、その勢いは同内閣が英米協調主義的な政策をとることに障害となった。その成立に際し英米協調路線を期待された米内内閣の存続に、本事件は少なからぬダメージを与える結果になったのである。

以上のように、本事件の発生は、国民の潜在意識の中に以前から存在した対英不信を刺激することとなり、対英感情の悪化に拍車をかけ、対外政策に一貫した指針をとることができずに不安定な状況下にあった当時の日本を、日独伊三国同盟締結へと向かわせる気運を醸成する一因となったのである。以後、日本は枢軸国の一員となり、太平洋戦争へと進むことになる。

- 1) 浅間丸事件前年の昭和14 (1939) 年、英租界当局が、親日的な程錫庚を暗殺した容疑者の日本側引き渡しを拒否したことが発端となり、日本の北支派遣軍が天津英租界の外部との交通を制限し、通行人及び貨物の検問検査を実施する措置をとった事件。天津租界封鎖問題と日本の対英観との関係については、玉井清「日中戦争下の反英論——天津租界封鎖問題と新聞論調」(『法学研究』70巻2号、2000年)を参照。
- 2) 当時の日本の対独感情については、岩村正史『戦前日本人の対ドイツ意識』(慶應義塾大学出版会、2005年)を参照。
- 3) 『鉄箒 三大国辱日』(『東京朝日』昭和15年1月27日)。
- 4) 浅間丸事件の先行研究としては、新聞を中心に当時のメディア報道に言及した、内藤初穂『狂気の海 太平洋の女王浅間丸の生涯』(中央公論新社、1983年)、当時の軍・政府の資料や軍人の回想に基いた、野村実『浅間丸事件と日本海軍』(『軍事史学』第29号、並木書房、1972年)等、優れた研究があるが、浅間丸事件報道を網羅的に分析したものは寡聞にして知らない。
- 5) 浅間丸が本国へ帰還するドイツ人を乗船させることが決定した際、英国政府は直ちに重光葵駐英大使を通じ、ドイツ人中戦時禁制人と見られる一定人数について引渡しを要求してきていた。それに対し、日本側は国際法上戦時禁制人であることが明らかな軍人以外の引渡しは拒絶していた(『戦時禁制人英の一方的認定』『読売』昭和15年1月22日)。また、これとは別にロンドンにおいて英国海軍当局からも日本大使館海軍武官に対して、浅間丸乗船のドイツ人船員を拿捕する可能性があると警告していた。それに対して、日本側の海軍武官は「現役軍人以外のものなら絶対に認めない」と回答していた(『英巡洋艦、房州沖で「浅間丸」を停船臨検す』『大朝』昭和15年1月22日、「英艦・浅間丸を臨検」独人21名を拉致す』『国民』昭和15年1月22日)。
- 6) 『外務省公表集 第7巻 第19集』(クレス出版、1992年) 6頁。
- 7) 「敵国軍に編入された人員であって中立商船内にあるすべてのものは、この船舶を拿捕することができない場合でも、捕虜とすることができる。」(大沼保昭ほか

編『国際条約集』有斐閣、2007年、638頁)。

- 8) 本章では、紙面占有率とは、事件関連記事が一面記事全体の面積に占める割合をいう。また、紙面占有率を分析するにあたって、①50%以上であれば、その紙面において最も大きな記事となる、②読者の注目を強く惹きつけることに十分である、ということから、特に紙面占有率約50%以上の記事数を中心に注目し、分析を行った。
- 9) 「外交交渉成らずんば有効適切なる手段へ 浅間丸事件海相決意を披露」(『国民新聞』昭和15年2月3日付夕)。「我主張、国際法上正し協力拉致阻止は不能 外相浅間丸事件全貌説明・外交交渉如何で海軍も必要手段」(『大阪毎日新聞』昭和15年2月3日付夕)。
- 10) 『国民』の記事総数は12である。
- 11) 「わが近海の怪事件」(『読売』昭和15年1月23日)。
- 12) 例えば、「浅間丸事件に全国民憤激 英艦の暴戻行為に帝国政府俄然緊張」(『国民』昭和15年1月23日付夕)、「英再び敵性を發揮し俄然反英運動激化す」(『国民』昭和15年1月24日)、「英艦暴挙に渦巻く憤激」(『報知』昭和15年1月23日)など。
- 13) 中野正剛「社時評論」(『東大陸』昭和15年3月1日)。
- 14) 「報復即発の態勢下に英の老獪駆引撃破へ」(『大毎』昭和15年1月29日)。
- 15) 関根郡平「浅間丸事件は何を教ふるか」(『外交時報』846号 昭和15年3月1日)。
- 16) 「よみうり直言」(『読売』昭和15年1月23日)。
- 17) 下中彌三郎「断固たる決意」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 18) 『鉄箒 三大国辱日』(『東朝』昭和15年1月22日)。
- 19) 前掲『戦前日本人の対ドイツ意識』。
- 20) 日米通商航海条約は、米国が昭和14年7月26日に失効を通告し、失効までに半年の猶予が必要とされていた。
- 21) 稻原勝治「浅間丸事件を衝く」(『現代』昭和15年3月号)。
- 22) 「近時片片」(『東日』昭和15年1月23日)。「東日」は、記事中は比較的冷静な分析が紙面を占めるが、この短評欄では感情的な記述が目立つ。
- 23) 下村湖人「社会時評」(『現代』昭和15年3月号)。
- 24) 「渡部浅間丸船長の報告」(『改造』昭和15年1月31日)。
- 25) 社論「実利外交の提唱」(『東洋経済新報』昭和15年2月10日)。
- 26) 例えば、中谷武世「浅間丸事件と我が対英外交の性格」、町田梓穂「英艦臨検事件」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)、近藤操「旬評 対英米関係と国威」(『ダイヤモンド』昭和15年2月1日)など。
- 27) 前掲「浅間丸事件を衝く」に見られた。
- 28) 一方英国のマスメディアにおいては、浅間丸事件は偶然起きたものと論じられていた。詳細は補章参照。

- 29) 例えば、「英国に問ふ」(『東日』昭和15年1月25日)、松波仁一郎「独人抑留事件」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)、「風塵録」(『読売』昭和15年1月30日)など。
- 30) 例えば、「財界指標 肚裏那辺にありや」(『読売』昭和15年1月26日付夕)、前掲「浅間丸事件と我が対英外交の性格」、前掲「断固たる決意」など。
- 31) 田中香苗「二つの平和」(『公論』昭和15年4月1日)。
- 32) 当時、「老獺」は英国を形容する言葉として盛んに用いられた。例えば、前掲「報復即発の態勢下に英の老獺駆引撃破へ」、「陳謝の意なき英国 老獺欺瞞の方式に執着」(『報知』昭和15年1月29日)、「浅間丸事件の重大性 英米共同で対日打診」(『国民』昭和15年1月23日)など。
- 33) 前掲注1) 参照。
- 34) 例えば、「浅間丸事件に英の伏線」(『国民』昭和15年1月26日)、前掲「風塵録」(『読売』昭和15年1月30日)、前掲「二つの平和」など。
- 35) 前掲「浅間丸事件に英の伏線」。
- 36) メディアの米内内閣に対する評価については第IV章で詳述する。
- 37) 前掲「浅間丸事件に英の伏線」。
- 38) 前掲「浅間丸事件と我が対英外交の性格」。
- 39) 日英、日米の歴史観を表すものとして、前掲「浅間丸事件と我が対英外交の性格」、井澤弘「米国の対日態度と近東急迫」(『文藝春秋』昭和14年3月号)、前掲「二つの平和」など。
- 40) 前掲「米国の対日態度と近東急迫」。
- 41) なお、日米通商航海条約の失効日は昭和15年1月26日である。
- 42) 「浅間丸交渉一段落」(『大朝』昭和15年2月7日付夕)。
- 43) 例えば、「浅間丸事件と交渉頓末」(『大朝』昭和15年2月7日)、「浅間丸事件解決の一段落」(『人毎』昭和15年2月7日)、「英国図太し」(『報知』昭和15年2月7日)など。
- 44) 「浅間丸事件解決の一段落」(『東日』昭和15年2月7日)。
- 45) 「浅間丸事件の外相報告」(『国民』昭和15年2月7日)。
- 46) 「英艦拉致独人中九名 あす横浜沖で引渡し」(『報知』昭和15年2月29日付夕)。
- 47) 「浅間丸事件は今後どうなるか」(『報知』昭和15年3月1日)。
- 48) 事件解決後も反英的な表現が用いられている記事も国家主義的なメディアを中心に散見された。例えば、『東大陸』において中野正剛は、この時期においても英国の行為を「暴虐行為」と述べている。(中野正剛「持論」<『東大陸』昭和15年5月1日>)。そのような点からも、国民感情が未だ冷め切っていない感はある。しかし、そういった反英的な表現は見られたとしても記事の一部であり、記事の大部分を事件に関しての対英批判が占めるということはこの時期においてはなかった。
- 49) 社論「実利外交の提唱」(『東洋経済新報』昭和15年2月10日)。

- 50) 中野五郎「浅間丸事件の内幕」(『世界知識』昭和15年3月1日)。
- 51) 事件以前から高まりつつあった対英不信感が、事件により一層強まったことが窺える論説の例を挙げると、第1節でも紹介したように『外交時報』において、海軍少将関根郡平が「浅間丸事件は何を教ふるか」と題する論説を書き、そこでは、「英国人は多分に海賊的気分を持つてゐる」、「英国人は由来日本を舐めて掛かつて居る」と論じていた。(前掲「浅間丸事件はなにを教ふるか」)。他にも、川西求馬「第七十五議会と外交問題」(『世界知識』昭和15年4月1日)、「日英協調すべきか」(『日本評論』昭和15年5月1日)などがある。
- 52) 1908年英国の招聘で開かれた海戦法規会議において共同宣言として発表された、ロンドン宣言の第47条を日本は根拠としていた。ロンドン宣言は批准による効力は発生していないが、主要海洋国家10カ国(日本と英国も含まれる)が署名している。
- 53) 英国は、第一次世界大戦中の1915年に発令された「俘虜となすべき敵国人は年齢18歳以上50歳以下で、軍役に服し得べき体格を有する一切の男子を含み、旅客と船客とを区別せず均しくこれを俘虜とすべし」という国内の布告を根拠としていた。
- 54) 立作太郎「英自身、慣行無視」(『大毎』昭和15年1月24日)。
- 55) 『大朝』昭和15年1月30日。
- 56) 石丸洵汰「浅間丸事件」(『実業之日本』昭和15年2月15日)。
- 57) 昭和15年1月9日に英国海軍省が、英国の解釈に基づき「敵国軍隊に編入せられたる一切の人員」に該当するような人物を乗せないことを希望し、仮にそのような人物が乗っていれば拉致しようという申し入れを英国駐在日本海軍武官に対して行った。それに対し、海軍省は、日本側の解釈と英国側の申し入れを承認しないことを通告していた。
- 58) 石橋湛山「時局の推移と経済界の前途」(『東洋経済新報』昭和15年4月27日)。
- 59) 社論「遂に英国と戦ふべき乎」(『東洋経済新報』昭和15年2月3日)。
- 60) 松浪仁一郎「独逸人抑留事件」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 61) 伊藤正徳「臨検拉致権拡大論」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 62) 例えば、立作太郎「浅間丸事件・国際法観」(『東日』昭和15年1月23日)、田村幸策「浅間丸事件の国際法観」(『外交時報』昭和15年2月15日)、前掲「臨検拉致権拡大論」など。
- 63) 国際法を重視していなかった日本のメディアとは対照的に、英国では英国政府支持の立場から国際法に重点を置いた報道がなされていた。“Japanese Protest To Britain”, *Herald*, January 23, 1940. “German Seamen Taken From Japanese Liner”, *Guardian*, January 23, 1940.
- 64) 米田實「欧州大戦はいつ終熄するか」(『雄弁』昭和15年3月1日)。
- 65) 竹内夏積「水掛け論か?」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 66) 稻原勝治「浅間丸事件を衝く」(『現代』昭和15年3月号)。

- 67) 同上。
- 68) 吉岡文六「報復せよ！」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 69) 「英国図太し」(『報知』昭和15年2月7日)。
- 70) 吉岡文六「報復せよ！」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 71) 中谷武世「浅間丸事件と我が対英外交の性格」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 72) 松波仁一郎「独逸人拘留事件」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 73) 同上。
- 74) 浅間丸事件に関する記事において、国際法が指摘される場合、一部の国際法雑誌を除いては、常に国民感情と併記されており、国際法のみで論じる記事は僅かしかない。
- 75) 三枝茂智「浅間丸事件批判」(『改造』時局増刊3)。
- 76) 「無反省なる英国」(『報知』昭和15年1月31日)。
- 77) 同上。
- 78) 「風塵録」(『読売』昭和15年1月23日)。
- 79) 「近時片片」(『東日』昭和15年1月23日)。
- 80) 尤も、少数派ながら、国際法的見地から「国民感情」の激昂に冷静を求めるものもあった。『日本評論』の中で東興太郎は「(浅間丸事件は)国民の自尊心から許さるべきではないが、さうかと云つて、先方のやつたことが合法的である以上徒に興奮したところで始まらない」とし、国民感情に理解を示しつつも、国際法的には日本に非があると指摘していた。しかしながら、かかる主張は当時の論壇においては圧倒的少数派であり、国際法に対する肯定的な見方をした稀有な例であろう。
- 81) 『昭和十四、五年戦争 各国海戦関係法令第一輯 上』(海軍大臣官房、昭和15年)。
- 82) 「法規的回答期待せず」(『東朝』昭和15年1月25日)。
- 83) 「外交建直し座談会」(『実業之世界』昭和15年3月1日)。それ以外にも、「英国の回答に就いて」(『東朝』昭和15年1月28日)や「浅間丸事件はかく解決せよ」(『報知』昭和15年2月1日)、松波仁一郎「独逸人拘留事件」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)などがある。
- 84) 例えば、「外交問題と国民感情」(『読売』昭和15年1月29日)では中立国としての日本の原則が何であるかを立てた上で、英国に反省を求め、同様の事件を惹起させないための措置を講ずることが必要であるとした。「帝国・英の回答を注視」(『国民』昭和15年1月25日)では、単にドイツ人21名の返還によって解決されるべきものではなく、さらに英国政府の正式陳謝も絶対不可欠の解決条件であると述べている。
- 85) 「よみうり宣言」(『読売』昭和15年1月30日)。
- 86) 「法規的回答期待せず」(『東朝』昭和15年1月25日)。

- 87) 吉田裕・吉見義明編「資料 日本現代史10」(大月書店、1984年)によれば、警保局保発甲第1号は「英仏ヲ排撃スルニ当リ之ト一戦ヲ交フベシトナシ又ハ東亜新秩序建設ニ当リテハ之等ト協力スルニ非ザレバ不可ナリトナス等徒ラニ之トノ因交ヲ阻害シ若クハ之ニ阿附迎合スルガ如キ言論」とし、特に注意を要するとされた。
- 88) 「浅間丸事件はかく解決せよ」(『報知』昭和15年2月1日)。
- 89) 吉岡文六「報復せよ！」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 90) 浅野晃「浅間丸臨検事件の感想」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 91) 田村幸策「浅間丸事件の国際法観」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 92) 伊藤正徳「臨検拉致権拡大論」(『文藝春秋』昭和15年2月号時局増刊)。
- 93) 「米内内閣の性格 浅間丸事件が初試練」(『大朝』昭和15年1月26日)。
- 94) 「時艱克服に心の和 一国民苦難を共にせよ」(『東朝』昭和15年1月17日)。
- 95) 「対外策と国民の要望」(『東日』昭和15年1月18日)。他には社説「有田外交への期待」(『読売』昭和15年1月19日)や「新内閣の外交方針」(『東洋経済新報』昭和15年1月27日)において外交の一元化がはかられ行き詰まっている外交状況を打開できると期待感を表している。ただ、『東朝』では社説「新内閣と外交問題」(『東朝』昭和15年1月17日)の中では対米ソ交調整が述べられているのに、対英外交の調整は言及されていない。むしろ、『東朝』では社説「新政権と英国の動向」(『東朝』昭和15年1月21日)において新政権に対して横槍をいつ入れてくるかわからないと英国に警戒感を表している。
- 96) 伊藤正徳「米内光政論」(『改造』昭和15年2月号)。他に清沢汎「有田新外相に寄す」(『中央公論』昭和15年2月号)は、有田の外相起用に手堅さを感じている。また田川大吉郎「新内閣こそは」(『東洋経済新報』昭和15年1月20日)は、英米非難が渦巻くなか、新内閣成立を契機にする新英米派が再興することへの希望を込めている。
- 97) 馬場恒吾「米内内閣の性格」(『中央公論』昭和15年2月号)。
- 98) 「外交の前途を懸念」(『報知』昭和15年1月18日)。
- 99) 「自主外交と協調外交」(『国民』昭和15年1月19日)。
- 100) 例えば、堅山利忠「新内閣への諸試練の意味」(『公論』昭和15年3月号)や中野正剛「時論」(『東大陸』昭和15年2月号)等がある。永田正雄「阿部から米内へ」(『東大陸』昭和15年2月号)は、米内の政策を静観すると述べた上で現状維持派を代表する内閣はほとんど例外を除いて短命と述べ、米内内閣が近い将来崩壊すると見ていた。
- 101) 野依秀市「米内内閣と支那事変の片付け方」(『実業之世界』昭和15年2月号)。
- 102) 阿部眞之助「米内内閣展望」(『日本評論』昭和15年2月号)。
- 103) 天声人語(『大朝』昭和15年1月17日)。また、『東京日日』では、社説「閣僚の顔触れ決定」(『東日』昭和15年1月16日)において新内閣が軍部・官僚政党の寄り合いで閣内不統一の原因になるのではないかと危惧している。

- 104) 河野密「新内閣の政治的段階」(『日本評論』昭和15年2月号)。
- 105) 「風塵録」(『読売』昭和15年1月17日)やコラム「清新の迫力を欠く- 新内閣の重臣的性格」(『報知』昭和15年1月16日)。編集後記(『東大陸』昭和15年2月号)においては下手な漫才にたとえられ、ますます気が滅入ると酷評されている。
- 106) 伊藤金次郎「新首相米内光政」(『実業之日本』昭和15年2月1日)、編集後記(『実業之日本』昭和15年2月1日)や社論「米内内閣に期待す」(『東洋経済新報』昭和15年1月20日)、下村湖人「社会時評」(『現代』昭和15年3月号)、投下弾(『祖国』昭和15年2月1日)。伊藤正徳「米内首相論」(『中央公論』昭和15年2月号)は、米内の海相時代の功績を高く評価し期待感を表している。
- 107) 第75議会で政府を批判している答弁を掲載していることがあったが、社説・コラムでは概ね交渉の成果を評価していた。(中野好夫「浅間丸事件」<昭和15年1月28日>、及び「浅間丸事件一応解決」<『東日』昭和15年2月4日>)。
- 108) 清瀬一郎「媚態外交の本質」(『日本及日本人』昭和15年4月号)。
- 109) 中野正剛「時論」(『東大陸』昭和15年3月号)。
- 110) 他にも、中野五郎「浅間丸事件の内幕」(『世界知識』昭和15年3月号)、永田正義「浅間丸事件の意義」(『東大陸』昭和15年3月号)においても同様の主張が展開された。
- 111) 前掲『狂気の海太平洋の女王浅間丸の生涯』113頁。
- 112) 「外務の措置遺憾視」(『東朝』昭和15年2月3日)、「余禄」(『東日』昭和15年2月4日)。雑誌では、山本明「浅間丸事件と排英運動」(『経済知識』昭和15年3月号)、前掲「浅間丸事件の内幕」等がある。
- 113) 社説「理屈を超越せる問題」(『国民』昭和15年1月25日)。
- 114) 前掲中野正剛「時論」、中谷武世「浅間丸事件と我が対英外交の性格」(『文藝春秋』昭和15年2月時局増刊)、浜田尚友「軍の進むべき道」(『文藝春秋』昭和15年3月号)等も同様の主張をした。
- 115) 永田正義「浅間丸事件の意義」(『東大陸』昭和15年3月号)。前掲中野正剛「時論」。また、社論「無内容なる三相の演説」(『東洋経済新報』昭和15年2月10日号)は、「浅間丸事件に関する外相の態度は想像以上に妥協的」と評している。
- 116) 「鉄箒 後手外交」(『東朝』昭和15年1月26日)。
- 117) 社説「英国の回答に就いて」(『大朝』昭和15年1月26日)。
- 118) 前掲中野正剛「時論」、妙法寺三郎「浅間丸事件と屈服外交」(『文藝春秋』昭和15年3月号)、「中立国の権利放棄」。新聞は、(『国民』昭和15年1月27日)等がある。
- 119) 『東日』は政府の交渉に理解を示す姿勢をみせる。(『英回答・法律論に終始 我要求を筋違ひ呼び』<『東日』昭和15年1月28日>、中野好夫「浅間丸事件」<『東日』昭和15年1月28日>、社説「対英要求の重点」<『東日』昭和15年2月3日>)。
- 120) 社説「浅間丸事件解決の一段落」(『東日』昭和15年2月7日)、社説「浅間丸

- 事件と交渉頓末」(『大朝』昭和15年2月7日)。雑誌は、外交時評「起ち側が大事」(『公論』昭和15年3月1日号)等がある。
- 121) 「議会解剖力 不愉快極る活気」(『読売』昭和15年3月20日)。
- 122) 「有田親英外交の閣取引を排撃す」(『国民』昭和15年2月16日)。
- 123) かかる主張は、中野五郎「横浜沖のスペクタクル」(『世界知識』昭和15年4月号)、稻原勝治「時評」(『国際知識』昭和15年3月号)、井澤弘「米国の対日態度と近東急迫」(『文藝春秋』昭和15年3月号)、前掲「浅間丸事件と我が対英外交の性格」、前掲「軍の進むべき道」、前掲「浅間丸事件の意義」、前掲中野正剛「時論」等から見受けることができる。
- 124) 前掲「媚態外交の本質」。
- 125) 座談会「動揺する国民生活の断面」(『文藝春秋』昭和15年3月号)における清瀬の発言。
- 126) 「外交問題を中心に議会猛然起たん、政局の前途樂觀許さず」(『国民』昭和15年1月29日)、「衆院の各派重視、外相演説で済まさんとする」(『国民』昭和15年1月30日)。
- 127) 「貴院へも説明、新聞通信社へも協力を要請」(『大朝』昭和15年1月25日)、「第75議会あす再開、施政方針を開明、浅間丸事件特に期待」(『東日』昭和15年1月31日)、「冷静に処理せよ、再発防止に厳重なる処理、参議会、政府を鞭撻」(『大朝』昭和15年1月26日)。
- 128) 「日英対立の見解対立、外相、浅間丸事件報告」(『東朝』昭和15年2月2日)、「大局より猛省促す、浅間丸事件、外相の報告」(『大朝』昭和15年2月2日)、「国民の憤激は当然、政治的解決に主力(浅間丸事件、外相の説明)」(『読売』昭和15年2月2日)。
- 129) 「貴族院本会議沸き立つ、有田外相の答辞」(『報知』昭和15年2月3日)、「論戦前途心もとなし、各相、答弁第一日は黒星」(『東日』昭和15年2月2日)。
- 130) 「海軍ノ態度ヲ論辯シ陸、海軍ノ難問対立ノ機運ヲ醸成シ又ハ軍ノ威信ヲ失墜スル虞アルガ如キ記事」(栗屋憲太郎・中園裕編『戦時新聞検閲資料』現代資料出版、1997年)として、当時海軍を批判する記事は禁止されていた。
- 131) 「外交交渉如何で海相も必要手段」(『大毎』昭和15年2月3日)、「貴族院本会議沸き立つ、海相断固決意を表明、必要の場合は準備あり」(『報知』昭和15年2月3日)。
- 132) 「浅間丸交渉一段落、有田外相けふ議会へ報告、拉致独人返還要求に英、9名引渡しを応諾、帝国なお主張貫徹を期す」(『大朝』昭和15年2月7日)「英政府遺憾の意表明、拉致独人9名引渡し、有田外相報告、浅間丸解決の新段階へ」(『東朝』昭和15年2月7日)。
- 133) 「英国へなら筒抜け、米内内閣の出現も先刻ご承知、清瀬氏、浅間丸交渉を暴く」(『東日』昭和15年2月7日)。
- 134) 「新英米外交を改めよ、清瀬氏九国条約を痛論」(『大朝』昭和15年2月7日)、

「清瀨氏外交問題八つ当たり、まず浅間丸事件を組上へ」(『読売』昭和15年2月7日)、「親英外交痛撃」(『大毎』昭和15年2月7日)、「清瀨氏鋭く追及」(『東朝』昭和15年2月7日)、「英国へなら筒抜け、米内内閣の出現も先刻ご承知、清瀨氏 浅間丸交渉を暴く」(『東日』昭和15年2月7日)、「浅間丸事件をはじめ、清瀨氏の重大質問」(『報知』昭和15年2月7日)。

- 135) 「議会解剖刀、外交の失敗暴露、再開議会の圧巻・清瀨君の質問」(『読売』昭和15年2月7日)、「議会萬波、“魂のある統制”要求、外相を叱りつけた老雄清瀨一郎氏、“浅間丸事件は国民の公憤だ”」(『読売』昭和15年2月7日)、「近時片片」(『東日』昭和15年2月8日)、「余録」(『東日』昭和15年2月8日)、「天に唾するもの」清瀨氏の質問黙殺理由」(『読売』昭和15年2月25日)、「重ねて浅間丸事件を訊す、清瀨氏・外相に公開状、『英国の遺憾』に明答を要求す、英国は陳謝せりや」(『報知』昭和15年2月27日)、「清瀨氏、外相に公開状、天に唾するに憤慨」(『読売』昭和15年2月27日)、「外相は黙殺、清瀨氏の公開状、清瀨氏は飽くまで追及」(『読売』昭和15年2月28日)、「よみうり直言」(『読売』昭和15年2月29日付夕)。
- 136) 「新鋭米外交を改めよ、清瀨氏九国条約を痛論」(『大朝』昭和15年2月7日)、「対米・対ソ関係質問少なく外交問題の議論低調、今後の展開期待さる、長江開放取りやめよ、清瀨氏鋭く追及」(『東朝』昭和15年2月7日)。また、「時評、無責任な議会の外交論争」(『東洋経済新報』昭和15年2月17日)等、日々の情報を伝える新聞とは異なり、雑誌の中にはより大局的な視点の論を展開し、浅間丸事件を政争の具にしている状況に警鐘を鳴らすものも見受けられた。
- 137) 「浅間丸事件の質問で衆院議場混乱、外相答弁を要求、小会派騒ぐ」(『大毎』昭和15年3月19日)、「浅間丸問題を又清瀨氏追及、衆院本会議混乱す」(『東朝』昭和15年3月20日)。
- 138) 「議会録音、浅間丸問題でまた一揉め」(『東朝』昭和15年3月20日)、「外相の答弁なく小会三派騒ぎ立てる、清瀨氏・浅間丸事件質問」(『東日』昭和15年3月20日)。
- 139) 言論統制によりメディアにおいては報道されなかった議会での発言として、2月10日の衆議院予算会議における油谷委員の「ロンドンの同盟電報」を根拠にした媚態外交追及と、2月13日の衆議院予算会議における小山委員の「鉄道省の関釜連絡船告示は政府の国際法解釈に反するのではないか」との質問があったことに言及しておきたい。
- 前者の質問から、英国外務省が以下のことをあらかじめ企画していたことが明らかになった。
- 1、英国側は将来日本に向け帰還する商船に対して停戦調査を行う権利を放棄する。
 - 2、日本側は船舶会社に対して、日本及びシベリア経由で本国へ帰還しようとする徴兵適齢期の独人を拒絶することに合意する。

これにより、2月6日発表の政治的解決も、あらかじめ英国側が用意していたものであり、日本の自主的外交とは言えず、陸では1939年に米国に日米通商条約が破棄され、海では1940年に浅間丸事件によって英国に制海権を侵されたことになる(「ロンドンの同盟電報」1940年1月24日)、と政府を追及した。

後者の質問内容は、3月19日に『大毎』が唯一、清瀨一郎が小山委員と同じ趣旨について言及した時に取り上げているが、議会審議報道で「鉄道省の関釜連絡船告示」を扱った記事はなかった。

このように政府の方針の裏面を憶測した二人の発言は「政府ノ方針又ハ国内関係ノ手續其ノ他裏面事情ヲ揣摩憶測シテ暴露的ニ取扱ヒ対外的ニ悪影響ヲ及ボス虞アリト認メラルル記事」(栗屋憲太郎・中園裕編『戦時新聞検閲資料』現代資料出版、1997年)とされているので、検閲の対象になったと言える。

- 140) 議会再開前から先陣を切って国民感情を煽った『国民』の報道は、議会再開後、他紙が『国民』に追随してヒートアップしていくのと反比例して一気にトーンダウンしたことは注目される。『国民』に対して言論統制など、何らかの圧力がかったのだらうと推断されるが、この点の解明については、今後の研究に待ちたい。
- 141) 稻原勝治「浅間丸事件をどう観る」(『エコノミスト』昭和15年2月11日号)。
- 142) “Japanese Protest To Britain”, *Herald*, January 23, 1940.
- 143) 例えば「前回の戦争では、64隻の中立国船が航路をさえぎられ、約3500人の同盟国民が捕虜となった」とした(“Weakness Of Japanese Protest”, *Herald*, January 24, 1940.)。
- 144) “Differences Of Approach”, *Times*, January 29, 1940.
- 145) 例えば「浅間丸から収監した21人のように帰還するドイツ海軍専門家の能力を奪うことで、英国は激化する野蛮な独海軍の行いから連合国だけでなく中立国をも守らなければいけない」とした(“Protecting Neutrals”, *Times*, January 25, 1940.)。
- 146) “Japanese Reprisals On Britons”, *Herald*, January 25, 1940.
- 147) “Japanese Reprisals On Britons”, *Herald*, January 25, 1940.
- 148) 『Herald』には、柵に再び電流が流されたことにより物価が上がっていること、これに対し日本の軍部が規制強化を命令していないという声明を出したことを伝えた記事(“Japan May Make Further Protest”, *Herald*, January 29, 1940.)、柵に電流が流れているのを確認し、天津租界における日本軍の挑発的な行動を伝えた記事(“The British Reply”, *Herald*, January 30, 1940.)、日本の天津租界封鎖強化に関する弁明を伝えた記事(“Japan Demands Return Of Germans”, *Herald*, January 31, 1940.)等を見出すことができる。
- 149) 英国に関係する人全てがバリケードの外でずっと待たされている状況を伝えた記事(“Questioning Of A Japanese Liner In Pacific”, *Guardian*, January 25, 1940.)、日本政府によって日用品が規制され物価が上がっていることを伝え、

- また密輸を防止するために再び柵に電流が流されることになったことを伝えた記事 (“Fresh Protest From Japan?”, *Guardian*, January 29, 1940.)、反日分子の活動に対する規制という日本側の声明を疑っている記事 (“Prestige Of Japan”, *Guardian*, February 1, 1940.) が掲載された。
- 150) 天津租界封鎖問題に関して、日本政府による報復措置であるという見方を示し、反日感情を煽るような書き方をしている (“Far Eastern Face”, *Economist*, February 5, 1940., “The Twenty-One Germans”, *Economist*, February 10, 1940.)。
- 151) 天津租界の周囲の柵に再び電流が流されたこと、食糧の規制が強化されて物価が上がっていること、日本が浅間丸事件の報復ではないと主張している、ことを伝える記事を掲載した (“Japanese Measures At Tientsin Concession Barriers Electrified”, *Times*, January 30, 1940.)。
- 152) “Japan Calmer”, *Times*, January 27, 1940.
- 153) 「国交調整上の大“黒星” 英妥協点発見に苦慮 天津隔絶強化も注視」(『東日』1940年1月31日付夕)
- 154) 「悪意の宣伝 天津租界の封鎖強化説」(『東朝』1940年1月31日朝)
- 155) “Germans Captured On High Seas”, *Herald*, January 22, 1940.
- 156) 「日本人にとって浅間丸の臨検が特に不快な事件と受け取られているのは、『神聖なる富士山のふもとで起こった』事件であるからだ」 (“Japanese Reprisals On Britons”, *Herald*, January 25, 1940., 「日本人にとって浅間丸の臨検が特に不快な事件と受け取られているのは、『神聖なる富士山のふもとで起こった』事件であるからだ」 (“Questioning Of A Japanese Liner In Pacific”, *Guardian*, January 25, 1940.) との解説がなされた。
- 157) “Early Reply To Tokio Protest”, *Herald*, January 25, 1940.
- 158) “Fresh Protest From Japan?”, *Guardian*, January 29, 1940.
- 159) 一方、浅間丸事件が日本の「威信」に大きく関わっていることに『Times』が気付いたのは1月23日(「日本の威信にとって英国の行動がいかに横柄で無作法であり、有害なことであったかを象徴するもの」 “Tokyo Protest To Britain”, *Times*, January 23, 1940.) であり、早い段階からこれに注視していた。しかし、日本の威信が侵されたと感じた点の解釈は「日本海軍が君臨している海で英国海軍が働くことは国民感情を明らかに揺るがす行為である」とし、 (“Tokyo Protest To Britain”, *Times*, January 23, 1940.) 他紙の捉え方とは若干違っていた。なお、『Times』が「日本の玄関口で起きたという事実」 (“No Affront To Japan”, *Times*, January 26, 1940.) に着眼して日本への理解を示し始めたのは、『Herald』や『Guardian』と同じ頃である。
- 160) “Indignation In Japan”, *Guardian*, January 24, 1940.
- 161) “Japanese Line To Stop Taking German Passengers”, *Guardian*, January 26, 1940.
- “Japanese Reprisals On Britons”, *Herald*, January 25, 1940.

- “Tokyo Protest To Britain”, *Times*, January 23, 1940. など
- 162) “Early Reply to Tokio Protest”, *Herald*, January 25, 1940.
- “Questioning Of A Japanese Liner In Pacific”, *Guardian*, January 25, 1940.
- 『Times』は、元駐日英国大使の孫が庭で遊んでいるときに、その孫が反英団体の行列を見て小さな日の丸の旗を振ると、返答として反英団体の人々が、子どもにも上機嫌でエールを送ったという逸話を「どれだけの感情の起伏の激しさをこの小さな事件で描くことができるだろうか」と紹介している (“Japan Calmer”, *Times*, January 27, 1940.)。このことから実際の、日本における反英運動は、これまで英国で報道されていたよりも、はるかに落ち着いている、との示唆を与えるものであった。
- 163) 日本のメディアでは2月1日前後まで、多くの反英運動が報道されているにもかかわらず、英国のメディアでは、それまで大きく報じられてきた反英運動が、27日以降どの新聞でも報道されなくなった。また、これと前後するように各紙は「西洋の人々は、(中略) 東洋の人々が『顔』にとっても執着していることをわすれがちである」 (“Early Reply To Tokio Protest”, *Herald*, January 25, 1940.) や「一番重要な点は、日本の威信を侵し、軽蔑したことである」 (“Fresh Protest From Japan?”, *Guardian*, January 29, 1940.) のように日本に対して一定の理解を示すようになった。
- 164) “Pride and Prejudice”, *Herald*, January 30, 1940.
- 165) 「どちらの国も大きな事件にすることを望んではいないので友好的な決着がつけられそうである」と論じた (“Far Eastern Face”, *Economist*, February 5, 1940.)。
- 166) 事件解決に際して英国のメディアも日本のメディアも、釈放された9人のドイツ人がどのように軍務に服すに適さないのかという点を報じていない。このことから、英国が、これらの9人のドイツ人を、実際は軍務に服すのに適していたにもかかわらず、軍務に服すのに適さない、と発表した可能性がある。すなわち、英国が自国の立場を保持しつつ、日本の威信を傷つけないで当該事件を政治的に解決するために、このような方策をとったのではないだろうか。

なお、本論文は我々の研究会が毎年発行している『近代日本政治資料』のうち、本年度発行した『浅間丸事件と日本のマスメディア』を論文形式に改めたものである。紙面の都合上、掲載記事、記事リストおよび関連年表、主要論者に関する記述は割愛した。

玉井研究会13期生

蘆澤 由香里	上田 恭平	金 ハリム	久保田 賢
黒崎 友佳	新見 秀俊	千壽 智明	田中 真梨絵
中居 雄太	中村 慶彦	布川 千絵	走出 洋平
羽田野 貴仁	半谷 翔太	森 優子	山畑 翔平